

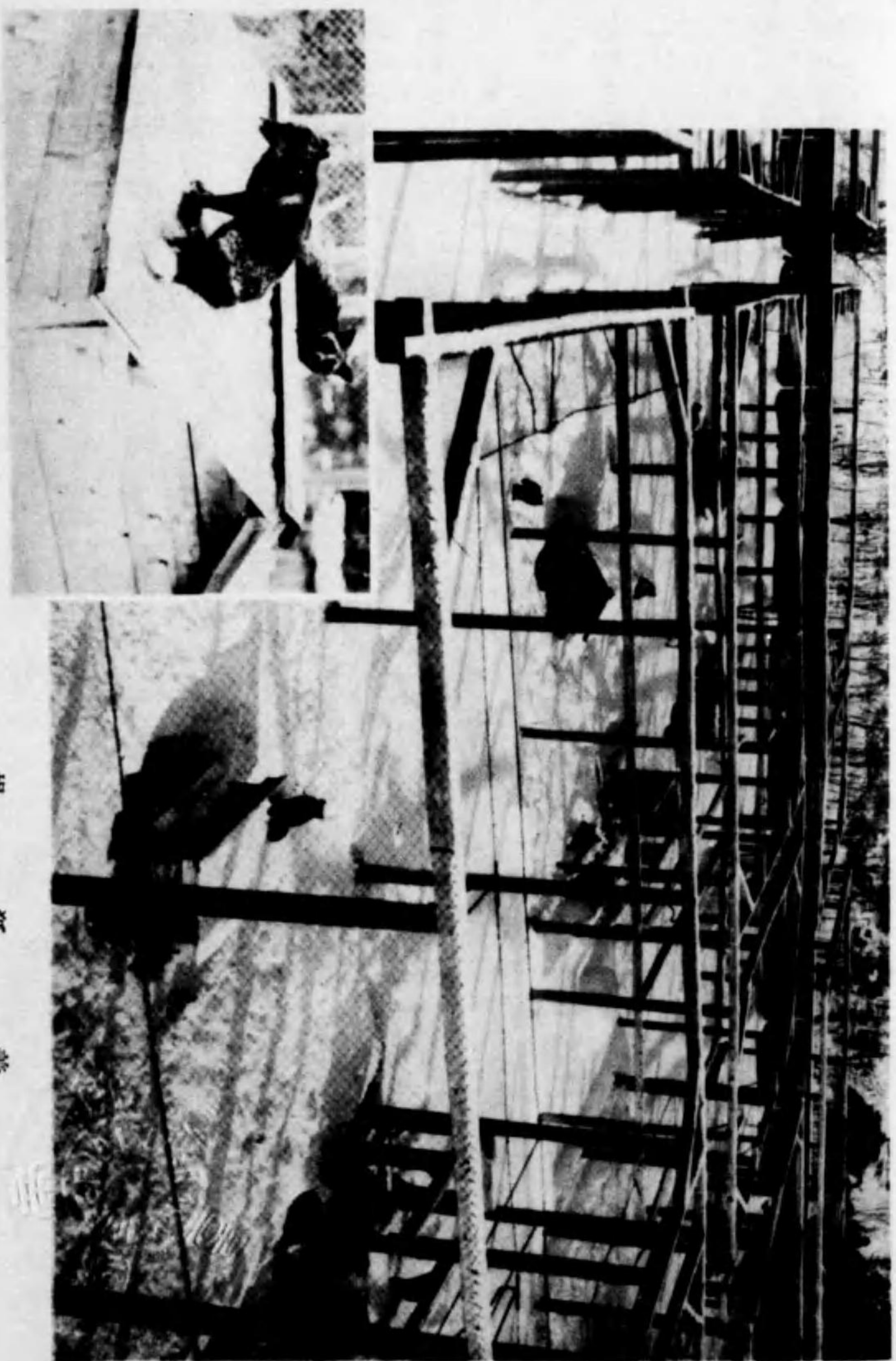
占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮少舉動輕快體量僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十個を算し一個の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあれば近き將來に其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種、横斑プリマスロック種、名古屋種其の他數種を數ふるも、飼養試験の結果、單冠白色レグホーン種並に横斑プリマスロック種を本島に最適のものとして認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦可良なり。

五、緬 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數ながら緬羊の各部落に散在せるより察すれば、從來之に對して特種の獎勵保護を加へざりしとするも多少望を囑せしものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場で飼養したり。然れ共劣等種たるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシユロップシャー種緬羊牝四頭、牝一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牝一頭を購入補足して飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所



場 狐 養

農事部)に於ける設備を擴張し、爾來四年間シロツブシャー種を米國より輸入して其の繁殖を圖れるに成績可良なるを以て、大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業の爲め其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖も爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針潤混交林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟達せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造を行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を創めてより漸次増加し、大正十四年度には豊原、真岡兩支廳下に酪農組合設立せられし以來各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頓に増加を來し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつつあり。



(樺太露) 礦 炭 平 太

第九章 鑛業

第一節 總說

樺太の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭坑、落帆炭坑及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭探掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裏に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛産物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず。内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや先づ全管内鑛業の絶對禁止を聲明し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

第一款 鑛業制度

現今樺太に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區税法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて樺太獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭探掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭探掘に付探掘料を徵收し、其の區域内の石炭の探掘料を競争入札

に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即ち鑛業法の除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭探掘の許可に關する件（明治四十五年六月勅令第三百二十七號）

一、樺太に於て石炭探掘に付探掘料徴收區域（明治四十五年六月閣令第二號）所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し即ち左の如し。

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中央炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互りて鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶対に禁止し、以て所謂鑛山師の爲めに貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲めに外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の鑛業關係の顧慮する處なく、本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二百三十三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業法に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二百三十四號を以て樺太鑛業令を公布し、同令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權（探掘權）を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては同令第十七條により樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し、一定の資格者に探掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付して其の落札者に鑛業權を付與することとせり。之れ封鎖區域と稱せらるゝものなり。

爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも樺太開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと

認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取、北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二百十四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定（試掘に關する規定を除く）を施行して、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略々内地同様の制度に改めたり。

次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第三十七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少して現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。

然れども稼行鑛區は尙ほ漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三百八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二百六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙ほ砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二百三十五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し、次で明治四十二年勅令第七十八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

第二款 鑛務行政の狀況

樺太に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に二十四年にして、其の間出願總件數五千百三十四件（昭和五年末）に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來連年倍加率を以て進展し、大正四年に至り一頓挫を來したるも翌五年には頽勢を挽回して四十三件の出願を見、大正六年には俄然二百二十三件に上り、翌七年及八年は相次で倍加率を以て増進したり。是れ畢竟樺太に於ける鑛業の眞價漸く世人の周知する所となり、事業家の企業心を刺戟せると、當時戦局に原因する財界好況の影響に外ならず。大正九年には八年に比し約二割の減少を見たるが尙ほ六百餘件の多きに達したり。然るに大正十年に至りて遽に其の三分の一に減じ、之を出願最盛期たる大正八年に比すれば實に四分の一に激減したり。而して同十一年は更に減じて百二十四件となり、同十三年に至りては僅かに九十五件に過ぎず。此の衰勢は一般經濟界が戦後不況の反動を受け緊縮の狀態に向ひたるに因すべし。而して翌十四年には稍之れを挽回して二百八十五件、昭和元年には二百四件、同二年には三百五十三件、同三年には五百五十一件、同四年には二百六十二件、昭和五年末現在許可鑛區數を算するに至れり。

昭和五年末現在許可鑛區數を擧ぐれば左の如し。

種別	採掘權		試掘權		砂鑛	鑛延長
	鑛區數	面積	鑛區數	面積		
石炭	四五	五三、九〇六、三八〇・六	二五三	一七四、四三、九三七・五		
石油	八	七、〇一九、三三〇・〇	二五	一九、四七六、〇三三・〇		
石						
銀						
銅	四	二、四三五、六六六・〇	四	三、一〇一、四〇、五〇〇・〇		
金						

計	砂金	砂銀	砂鐵	砂白	燐	水	銅	金銀銅硫化鐵
三、五〇、五七六・六								
二八八								
二〇一、五三〇、六四・五								
一、八六〇、二六四・〇								
八二七、三七〇・〇								
一、三七〇、〇〇〇・〇								
七五〇、〇〇〇・〇								
二四里三〇町二五間								
九〇、〇〇〇坪								
二四里三〇町二五間								
六二九、六二四坪								

鑛産物は鑛業創始以來未だ石炭のみにして、明治四十二年に初めて少量の出炭あり、漸次増加して昭和三年には五十四萬千六百六噸、同四年には六十三萬二千九百三十噸、同五年には六十四萬四千九百七十四噸を産するに至れり。

現稼行鑛區一覽

名稱	所在地	鑛種	面積	着手年月日	鑛業權者
川上炭鑛	豊原郡川上村大字三井	石炭	五、五四、〇六一坪	大正二、二、三六	三井鑛山株式會社
東白浦炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	四九一、五三三	三、一、五	樺太炭鑛株式會社

名稱	所在地	鑛種	面積	着手年月日	鑛業權者
大榮炭鑛	泊居郡名寄村大字鷹澤	石炭	一、六八三、三九九	七、六、三	樺太工業株式會社
知取炭鑛	元泊郡元泊村大字樫保、知取町大字知取茶釜、東柵丹	石炭	一、七九七、七〇〇	一三、九、七	登帆炭鑛株式會社
大平炭鑛	名好郡惠須取町大字大平	石炭	三、六三三、八九一	一三、三、一五	樺太工業株式會社
樫保炭鑛	元泊郡元泊村大字樫保	石炭	七七七、一〇〇	一五、六、三五	細入富重
天內炭鑛	名好郡惠須取町大字惠須取	石炭	四二一、二三五	昭和二、二、三〇	今野要太郎
内幌炭鑛	本斗郡内幌村大字内幌	石炭	六、四七〇、〇〇〇	四、一〇、三	三菱炭鑛株式會社
北泊幌炭鑛	泊居郡泊居町大字唐緒	石炭	一三六、一三九	五、九、三〇	梅野良藏
千歳炭鑛	榮濱郡白縫村大字白浦	石炭	七、八五〇、二一〇	五、三、一九	樺太東白浦炭鑛合資會社
内川炭鑛	敷香郡内路村大字植柴	石炭	一、五〇八、二二一	四、七、一五	三井鑛山株式會社
其他試掘		石炭	三、二二七、四八三		
計		石炭			

備考 所在地は鑛業事務所の所在地を示す

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰

砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。
 建築用及土木用の石材類には花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等の火山岩及粘板岩、珪岩、硬砂岩類等の水成岩多く海岸に露出するを以て切割運搬に便なり。石灰岩は知床半島の海岸に露出しバルブ製造用として採掘せられ、其の花崗岩に接觸するものは往々結晶質(大理石)と爲り、之に接して含銅硫化鐵鑛を伴ふ所あり。

第一款 石 炭

炭田 炭田の主要なるものは南部、中部、北部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹炭田及東海岸炭田等にして、中生界白堊紀の岩層よりなる西樺太山脈の兩側に於て、該白堊紀層に接する古第三紀及新第三紀層中に發達し、夾炭層は概ね南北に走り單斜又は向斜構造をなす。夾炭層を分ちて左の三群とす。

古第三紀 下部夾炭層 泊居、内淵、川上及雨龍炭田等
 中部夾炭層 沃内、西柵丹、名好、惠須取及幌岸炭田等
 新第三紀 上部夾炭層

- 1、東海岸上部夾炭層 内川、知取、登帆、樫保及東白浦炭田等
- ロ、西海岸上部夾炭層 野田、吐鯤保及内幌炭田等

下部夾炭層 は北は泊居川流域より内淵川及川上川流域に發達し、一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の全層は六百七十米を降らす。

三層乃至十三層の稼行炭層を夾有し、三億噸に近き埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重要視さる可きものなり。

中部夾炭層 は北は西海岸國境より、南は幌岸に至る約一二六籽の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も發達せるところに在りては、十三層の稼行炭層を夾有し、一般に厚層の石炭を夾有し、中には九米の厚さに達するものあり。炭質も亦良好にして、本島に於て最も將來を囑望するに足る區域なり。

上部夾炭層 は東海岸に於ては北は國境より、南は東白浦に至る二五三籽の間及西海岸に於ては、本斗より十和田に至る七五籽の間に發達し層厚約三百米に及び、本層の石炭は褐炭なりと雖も、稼行炭層を夾有し、且分布も亦廣汎にして本島石炭鑛業上重要視さるべきものなり。

以上の外東西兩海岸に於て數箇所に獨立したる小炭田存在す。
 埋藏炭量 左に本島主要炭田の位置及昭和四年末迄に調査せる推定埋藏炭量を示す。

炭田名稱	水準上(噸)	水準下迄(噸)	埋藏炭量(噸)	備考
南部封鎖炭田				
雨龍炭田		一一、三〇〇、〇〇〇	一一、三〇〇、〇〇〇	未調査
南好川上流		四〇、五〇〇、〇〇〇	四〇、五〇〇、〇〇〇	
南好川下流	五、四一〇、〇〇〇	一六、一〇〇、〇〇〇	一六、一〇〇、〇〇〇	
奥内幌炭田	六、二七〇、〇〇〇	四七、三三〇、〇〇〇	五三、五九〇、〇〇〇	
内幌炭田	一〇、一七〇、〇〇〇	五八、四九二、〇〇〇	六八、六六二、〇〇〇	
吐鯤保炭田				

田炭有民岸海西			田炭有民岸海東			田炭鎖封部北		田炭鎖封部中							
塔大路炭田	天平炭田	幌岸炭田	久春内炭田	小能登呂炭田	至内炭田	自北遠古丹路炭田	樫保炭田	登帆炭田	東白浦炭田	皆別炭田	中央國境地方	内川上敷香炭田	泊居炭田	内淵炭田	川上炭田
五,三五〇,〇〇〇	四,一九二,〇〇〇	四,〇七〇,〇〇〇	二,六九二,〇〇〇		二,七七一,〇〇〇		五〇〇,〇〇〇				八六八,〇〇〇	二,七三〇,〇〇〇	三,九九〇,〇〇〇	九,一六〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇
三,六〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,九七〇,〇〇〇	六,六九〇,〇〇〇		九五〇,四九九,〇〇〇		六五,一四七,〇〇〇				一三,二八〇,〇〇〇	七二,七六六,〇〇〇	二六,四六〇,〇〇〇	三七三,四八〇,〇〇〇	一四,七六〇,〇〇〇
三六,九五〇,〇〇〇	三四,六九二,〇〇〇	二,三四〇,〇〇〇	九,三三二,〇〇〇		一三,七九二,〇〇〇		六五,六七七,〇〇〇				一四,一四八,〇〇〇	八三,四八八,〇〇〇	三〇,四四〇,〇〇〇	四六四,六四〇,〇〇〇	一五,三七〇,〇〇〇
				未調査				未調査	未調査	未調査			一部未調査	一部未調査	

諸津川下流			北小澤、諸津川、千諸川上流			西柵丹炭田			沃内炭田			親鷯炭田		
一,三四〇,〇〇〇	四,二二〇,〇〇〇		一,三二〇,〇〇〇	二六,〇八〇,〇〇〇		一,〇七〇,八五〇,〇〇〇								一八三,九八〇,〇〇〇
七,四〇〇,〇〇〇	二六,〇八〇,〇〇〇		一〇,二七〇,〇〇〇			一,〇七〇,八五〇,〇〇〇								一,〇七〇,八五〇,〇〇〇
八,七四〇,〇〇〇	一〇,二七〇,〇〇〇		一,二五三,七六三,〇〇〇			一,二五三,七六三,〇〇〇								一,二五三,七六三,〇〇〇

(但シ炭層ノ厚サ一米以上ヲ計算ス)

右表により埋蔵炭量總計は約十二億五千四百萬噸にして、現に引續き調査中なるも、最も期待さるゝ内淵炭田の奥部及南部封鎖炭田の半は、未調査地域にして、之等の炭量を推定加算すれば、邦領樺太に於ける總埋蔵炭量は優に二十億噸を超過すること疑なかるべし。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の三種に區別することを得。

瀝青炭 第一種 一、粘結性强く、二、發熱量大なるもの。 第二種 一、粘結性微弱又は粘結性にして、二、揮發分多きもの。

褐炭 第三種 一、粘結性にして、二、發熱量少く、三、水分多きもの。 四、風化し易し。

第一種は中部夾炭層に屬する幌岸地方のもの之に屬す。

第二種は下部夾炭層及中部夾炭層に屬する封鎖區域中の南部炭田の奥部及中部炭田の全部並に惠須取及西柵丹地方のもの之に屬す。

第三種は上部夾炭層に屬する南部炭田中吐鯤保炭田及内幌炭田を主として北部炭田及知取、登帆、東白浦等の東海岸炭田並久春内及皆別地方のもの總て之に屬す。
前記種類により其の平均分析表を左に掲げ以て本島石炭の品位を推知するの用に供す。

第一種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重	骸炭性狀	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
幌岸炭田	一、六三	五、〇三三	六五、一七〇	二七、八五〇	〇、四七四七	一、二六六	強粘結性にして膨脹	一、五三	七、七三九

第二種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重	骸炭性狀	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
川上	六、二六〇	五、一二五	四七、〇六六	四一、五〇一	〇、四〇六	—	微弱なる粘結性	一、一七	六、六三三
中部炭田	五、六六〇	二、七三三	四八、七八三	四三、六三〇	〇、二四〇	—	同	一、三三	七、三七〇
封鎖区域	三、六六〇	三、〇二〇	四七、七四〇	四五、五八〇	〇、二〇〇	—	同	一、二五	七、三七〇
南部炭田	一〇、六八五	七、〇五七	四〇、五六七	四一、六八五	—	—	不粘結性	〇、〇四〇	五、九九五
惠須取炭田	九、四八三	四、二九五	四七、三三〇	三九、三二六	〇、三三四	一、二九三	多くは不粘結性	一、六三	六、一八二

第三種に屬するもの

地方別	水分 (%)	灰分 (%)	固定炭素 (%)	揮發分 (%)	硫黄 (%)	比重	骸炭性狀	窒素 (%)	發熱量 (カロリー)
封鎖区域南部炭田吐鯤保	一三、二八〇	六、五〇〇	三七、七四〇	四二、四七〇	〇、二二〇	一、四六〇	不粘結性	一、二七	六、五三三
北部炭田敷香	一一、二八〇	五、四〇〇	五三、三三五	三一、〇九五	〇、三七	一、三三〇	同	—	—
同内川	九、〇〇〇	六、〇〇〇	四九、〇〇〇	三九、八〇〇	〇、三〇〇	一、四九〇	同	一、七〇	六、一六九
登帆炭田	八、九三〇	八、八〇〇	四三、三五〇	三九、九二〇	〇、四四〇	—	同	—	六、二二六

備考 一般に硫黄の含有量少く灰分も亦僅少なり。

第二款 石油

明治四十年度に於ける鑛床調査に際し、初めて本島南部西海岸地方に石油を含有する地層の存在を認め、其の後の調査に依りて判明したる處によれば、既知含有層は新第三紀のみに限られたるものゝ如く、新第三紀層は更に分ちて上層及下層をなすを得べし。

上部含油層に屬するものに西海岸の名寄、智來油田、本斗油田、野田油田及東海岸中央凹地帯の西側に存する含油層等あり。

下部含油層に屬するものに、西海岸の上能登呂油田及名寄、智來油田の下部等あり。

蓄油を期待せらるゝ區域

- 一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略々南北に走り、南は椎内川より北真岡に至る延長五十五籽に亘り吐鯨保澤は其の中心地なり。
 - 二、内淵背斜層 南は圓山落部より、北は内淵川左岸、山中部落に至る延長約二十一籽に亘り不對稱背斜構造をなす。
 - 三、智來背斜層 背斜軸は北西より南東に走り、智來部落より南東に延長約三・三籽にして斷層に境せらるゝ一の不對稱背斜構造をなせり。
 - 四、名寄背斜層 背斜軸の延長約四籽にして、北西は海に限られ、南東は斷層により切斷せらる。
 - 五、東條背斜層 東條川北方に在り、背斜軸の延長は約四籽にして、北西より南東に走り、北西は海に限らる。
 - 六、南名寄背斜層 東北東より西南西に走り、北西より北北西に十五度乃至二十度の緩傾斜をなせり。
- 本島の石油試掘に就いては大正十二、十三兩年度に於て、本斗郡本斗町字吐鯨保澤に樺太廳直營の試掘を行ひたるも、中途にして廢止せられたり、こは從來石油地質の調査不充分なりしが爲石油の試掘を計畫せる鑛業家なかりしに依る。然るに昭和四年度より公布せられたる樺太廳石油試掘獎勵補助金交付規則によりて同年七月以降日本石油株式會社は、本斗郡本斗町字吐鯨保澤に於てロータリー式試錐機に依り、一

の試錐井を掘鑿し、昭和五年十月に至り豫定の深度千百米を超過すること三十二米六に達したりしも出油の徴候を認めざりしを以て中止し、更に引續き第二の試錐井位置を同町字烏舞澤に定め、昭和五年十一月より掘鑿に着手し、爾來繼續中なり。

是等試錐の結果は本島に於ける含油層の賦存状態を窺知するを得べく大なる期待を有するのみならず、同會社に於ては今後引續き圓山（内淵背斜層）及名寄の兩地域に亘り順次試掘を行ふべく計畫中なるを以て本島石油鑛業の開發も近き將來にありと言ふ可し。

第三款 海 綠 石

西海岸泊居郡名寄村大字名寄部落の海岸に注入する名寄川の支流、西條川の上流、右岸の斷崖（海岸より約六籽）に於て一の含油層を發見し、其の中の油砂は偶然にも加里工業原料として處理し得べき海綠石を含む海綠石砂岩なることを知りたり。爾來該地層の存在地域を調査せるに、右の外名寄村熊の澤、野田郡小能登呂村大字上能登呂、名好郡惠須取町、大泊郡大泊女麗間、内淵川第二支流にある中世紀層及第三紀層其の他數箇所にも存在することを確めたり。而して之等の地域内にある海綠石砂岩層の廣袤即ち埋藏量は今後の探鑛、實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今、名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩中の加里含有率を示せば次の如し。（東北帝國大學理學

部岩石、鑛物、鑛床學教室、八木理學士の分析結果に依る。

選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五十乃至八十%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至十%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約十二乃至十五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類(甜菜、馬鈴薯等)、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害の抵抗力を強大にして其品質を良好ならしむるに大なる效果あり。近年本邦土壤は歐米大陸の土壤中よりも遙かに加里含有量の少なきことを唱導せらるゝ結果、加里肥料の使用量を著しく増加するに至れり。

然るに本邦に於ける加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大感動を加へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば、本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。

目下京都帝國大學、商工省東京工業試驗所に於ては之が化學的研究をなし、樺太廳中央試驗所に於ては土壤學的試驗を行ひつゝあり。

第四款 柘榴石 (金剛砂)

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近幌附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層

を發見したるも、未だ之等柘榴石を胚胎せる母岩の現狀を知る能はざるを遺憾とす。

柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細紛のものは金剛砂及砥石として金屬及硝子等の研磨用に供するを得べし。

第五款 金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖も、豊原町の東部より榮濱村の南部に連瓦する鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且つ西海岸鵜城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生層岩石地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂鑛を存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

第三節 鑛業

現今樺太に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、需要炭の一部は之を島外に仰ぎつゝありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部 (自北内幌澤至白牛川面積六百四十七萬坪)

及北部炭田の一部(自内川面積七百八十五萬百三十坪)を開放し自給自足を計りたり。
最近五ヶ年間に於ける本島石炭の産額を示せば次の如し。

炭鑛	年次				
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
川上炭鑛	一〇六、三九六	一三九、五九九	二〇三、二九一	三三、八八八	三三九、六八三
泊居炭鑛	一、五五三	一、二九四	九三〇	休業	休業
大榮炭鑛	四七、四五六	五二、八五六	六〇、六五七	六、九五五	六三、一八〇
登帆炭鑛	三、三六七	休業	休業	休業	休業
東白浦炭鑛	六、〇九九	六、七九三	一七、〇〇九	二四、七四〇	二四、〇七七
野田炭鑛	二、七五五	休業	休業	休業	休業
知取炭鑛	三六、二三三	八四、三四五	一〇四、一八〇	二〇、九三二	一四、〇二六
大平炭鑛	四〇、五八一	七三、一二二	一四一、四八一	一九、四三三	一九〇、五二八
桎保炭鑛	三五〇	一、〇六六	五、九六五	一〇、五五五	八、九九九
天内炭鑛			四、七四四	三、四〇三	八、五七九
北泊帆炭鑛			二二二	二二二	三五二
内帆炭鑛					一、八九五
千歳炭鑛					一、七二二
内川炭鑛			八九三	二、三六五	二〇九
其他	二七五、八一九	三三七、〇四六	五三九、四八一	六三三、五二五	六四四、九七四
計					

第一款 鑛業の現況

(一) 川上炭鑛 本炭鑛は三井鑛山株式會社の經營に係り、中部封鎖炭田の南端を占め、豊原郡川上村及榮濱郡落合町に跨がれる約五百五十萬坪の鑛區にして、鑛業事務所を豊原郡川上村字三井に置く、川上線の終點にして豊原町を距る三十二軒の地點にあり。

炭層は下部夾炭層群に屬し、走向約南北、傾斜急にして西に四十度乃至四十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至二米のもの十四層あり。現在七番、十番及十四番三層の各水準以上を採炭稼行す。

採炭方法は當初炭層に直角に鑛入坑道を設け、各炭層に逢着する毎に其の走向に沿ふて主要坑道を掘進し、次いで其の上部に平行せる中切坑道を設く。採炭は長壁式にして手掘及機械掘に依る。機械掘に於ては厭搾空氣ドリル、電氣ドリル及截炭機等を使用す。

通氣は自然通風にして、必要に應じ坑内數ヶ所に局部煽風機を用ふ。瓦斯及炭塵の存在少なく、且保安施設完備せり。

本炭鑛に於ては特に岩盤坑道を設け、之にガナイト被覆を施し永久的の坑道と爲す。坑内外の運搬には架線式電車を用ふ。

選炭場は十時間一千噸の能力を有するも未だ水洗を行はず。石炭は切込炭及中塊炭として販賣せらる。炭質は瀝青炭にして色は漆黒光澤を有し、概して不粘結性にして灰分少なく發熱量多し、所謂牙物炭として歡迎せらる。汽罐用に供せらるゝ外家庭用炭としても亦好適し、樺太廳鐵道、王子、富士兩製紙工

場及家庭用として販賣せらる。

坑内外諸機械の原動力、電車運轉及點燈其の他の電力供給の爲出力一、〇四〇キロワットの火力發電所を設備す。

(二) 大平炭鑛 本炭鑛は惠須取川の支流に跨がれる平坦地域にして約三十萬坪の鑛區を抱擁し、樺太工業株式會社の經營にかゝる。炭鑛事務所所在地大平は惠須取港を距る東北方約十五料の地點にあり。此の間輕便鐵道に依りて連絡す。

炭層は中部夾炭層群に屬するものにして、走向は北十度西より北十度東の間を往復し、傾斜は南西又は北西に十五度乃至二十五度なり。主要炭層は厚さ一乃至八米のもの十一層あり。現在七、三米層、五、八米層、三、三米層、二、四米層、二、一米層及一、一米層の水準以上を稼行す。七、三米層中地表に近き部分は電氣シヨベルに依りて表土を剝離したる後、階段式に露天掘探炭を行ふも冬季間はこれを行はず。其の他の炭層に就いては坑内掘を行ひ、炭層の走向に沿ふて主要運搬坑道を開鑿し、其の上部に之と平行に中切坑道を設け、豫定地點迄掘進せる後之等坑道に直角に炭層の傾斜に沿ふて昇坑道を造り、其の最上部の石炭柱より所謂退却式探炭を爲すを常とするも長壁式に適する箇所には昇坑道に沿ひ全部同時に採炭す。通氣は自然通風なり。瓦斯及炭塵の存在皆無にして點燈にはカーバイトランプを使用す。

坑内外の運搬は馬匹又は人力による。選炭場としての設備なく、單に貯炭場中に二種目のスクリーンを並列し之によりて塊炭及粉炭の二種に篩別するのみなり。

石炭は何れも瀝青炭にして固有の光澤を有し、不粘結性にして發熱量多く硫黄分少し、汽罐用及家庭用炭として好適す。粉炭は惠須取及眞岡のバルブ工場用に、塊炭は附近住民の家庭用とす。

(三) 知取炭鑛 本炭鑛は元泊郡知取町地内に於ける八十萬坪の鑛區にして、登帆炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線知取驛を距る東方約一、五料の地にありて知取川の北方左岸に位す。炭層は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向北二十三度東、傾斜急にして上部に於ては西に下部は東に約七十度なり。主要炭層の数は六層にして厚さ〇、六乃至三米なり。現在主として二、三、四、五番の各層を稼行す。

水準以上の採炭は鉋入坑道により、水準以下は斜坑による。何れも炭層に直角に開坑して各層に逢着し、それより炭層の走向に沿ふて主要坑道を設け、其の上部に於て之と平行に中切坑道を掘鑿す。採炭法は昇向柱房式にして全部手掘なり。通氣は水準以上の採炭に當りては自然通風によるも、水準以下に於てはシロッコ式煽風機を使用せり。瓦斯の存在箇所ありと雖も通氣良好なる爲停滯せず、且坑内一般に濕潤にして炭塵の存在殆んど無く保安施設亦完備せり。運搬は水準以上に於ては蓄電池機關車を、水準以下に對しては斜坑捲揚機を用ふ。

石炭は黒褐炭に屬し、不粘結性にして出炭量の殆んど全部は富士製紙工場用として使用せられ、冬季間僅かに市中家庭用として販賣せらる。

(四) 大榮炭鑛 本炭鑛は泊居郡名寄村に存する約百九十萬坪の鑛區にして、樺太工業株式會社の經營に係り、炭鑛事務所々在地たる大榮部落及西海岸泊居町間約十九軒を十六軒の輕便鐵道及三軒の索道を以て連結す。

炭層は下部炭層群に屬するものにして、走向は地質の變動に依り南北又は東西にして、傾斜は緩にして東西又は南北に十度内外なり。炭層中稼行に堪ゆるものは一、二米の一層あるのみなり。採炭は全部手掘にして炭層の露頭部より走向に沿ふて坑道を掘進し、其の上部に中切道を設け、残柱式採炭法に依りて水準以上のみを稼行す。

通氣は自然通氣にして瓦斯炭塵に對する危険なく照明にはアセチレン燈を使用す。選炭設備としては塊、粉に分つスクリーンを有するのみ。炭質は瀝青炭に屬し、漆黒にして光澤あり。不粘結性にして灰分少なく發熱量多きを以て汽罐及家庭用炭として好適せり。出炭の大部は樺太工業株式會社泊居バルブ工場用として供給せられ、殘餘は附近町村の家庭用炭として販賣せらる。

(五) 東白浦炭鑛 本炭鑛は榮濱郡白浦村に存する約七十八萬坪の鑛區にして、樺太炭鑛株式會社の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線白浦驛を距る二、三軒の位置にあり。炭鑛は東海岸上部夾炭層群に屬し、走向東西、南に平均四十五度の傾斜を爲す。主要炭層數は五層にして

厚さ〇、七乃至一、二米なり。現在稼行中のものは一、二、三、四及五番の各層なり。

石炭は不粘結性にして黒褐炭に屬し、出炭の約半數は富士製紙落合工場に供給し其の殘餘は樺太廳鐵道及家庭用炭に供せらる。

(六) 檜保炭鑛 本炭鑛は元泊郡元泊村に存する約百萬坪の鑛區にして細入富重の經營に係る。炭鑛事務所は樺太鐵道沿線檜保驛を距る北方約半軒の位置にあり。大正十五年開坑せられ今日に至る。

炭層は東海岸上部夾炭層群に屬するものにして、走向北二十五度東、傾斜急にして東に七十度なり。主要炭層數は五層ありて厚さ〇、四乃至一、四米に及び現在稼行中のものは三及四番層にして水準以上なり。開坑は露頭より炭層の走向に沿ふて掘進せるものと、鑛入坑道によりて着炭せるものとあり。採炭は昇向柱房式にして全部手掘による。通氣は自然通風なり。多少の瓦斯湧出あり。石炭は黒褐炭にして殆んど家庭用にせらる。

(七) 天內炭鑛 本炭鑛は名好郡惠須取町の南方約十六軒の位置に存する鑛區にして、宮崎溫外二名の經營に係り、昭和二年十二月の開坑にして事務所は天內川口を遡ること約六軒の地點にあり。炭層は中部夾炭層群に屬し、厚さ一乃至十米のもの十數層あり。走向は殆んど南北にして、東に七十度の急傾斜をなす。現在稼行中の炭層は三層にして、鑛入坑道によりて炭層に逢着して採炭を開始せるものと、露頭部より直ちに岸層坑道によりて採炭を爲すものとあり。何れも水準以上のみを稼行し、昇向柱房式によ

る。全部手掘にして通氣は自然通風なりと雖も坑内浅きを以て瓦斯炭塵の危険皆無なり。石炭は不粘結性にして瀝青炭に屬し汽罐用及家庭燃料に適す。

(八) 内幌炭鑛 本炭鑛は本斗郡好仁村及び内幌村に亘る六百四十七萬坪の鑛區にして南部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月を以て開封せられ三菱鑛業株式會社の經營に係る。目下炭鑛の諸設備及本斗、内幌間の鐵道敷設中にして昭和六年中に完成すべき豫定なり。炭層は上部夾炭層群に屬し、鑛區内を南北に縦走せる一向斜軸を中心として東西兩側に炭層存在す。諸所に露頭ありて厚さ三米のもの二層あり。傾斜は六〇度乃至三〇度東又は西なり。採炭法は長壁式を採用し昭和五年七月以降主要坑道を内幌澤殖民地區劃地基線南四號線附近に炭層の走向に沿ふて開坑し、爾來着々掘進中なり。炭質は褐炭に屬するも家庭燃料用に好適し、現に附近町村及豊原方面に販賣せらる。

本炭鑛の開封條件としての責任炭量は鑛業許可の日より四年目を初年とし、初年度二萬噸、二年度三萬噸、三年度五萬噸、四年度七萬噸、五年度十萬噸とす。

(九) 内川炭鑛 本炭鑛は敷香郡内路村及敷香町に亘れる七百八十五萬坪の鑛區にして北部封鎖炭田の一部を占め、昭和三年十二月に於ける開封の結果三井鑛山株式會社に鑛業權を與へられたるものにして、昭和四年七月操業の準備に着手したるも未だ開坑の運びに至らず。炭層は上部夾炭層に屬し、其の數十層あり。厚さ〇、五米より八米に及ぶ。鑛區内を南北に走れる一向斜軸により炭層は東翼、西翼に分たる。傾斜は三〇度乃至八〇度東又は西なり。炭質は褐炭に屬す。昭

和五年十月以降九米層の一部露頭を階段式露天掘にて採掘し附近部落民の家庭燃料に供せり。責任炭量は昭和七年に一萬噸、昭和九年には二萬五千噸、同十一年には五萬噸とす。

(一〇) 烏舞澤石油試錐井 本試錐井は本斗郡本斗町字烏舞澤に位置す。鑛區は日本石油株式會社の所有にして、九十二萬四千坪を占め本斗背斜層を含む。昭和五年七月を以て開坑の準備に着手し、同年十二月十三日試錐を始め爾來掘進中なり。試錐方法は網式にして豫定深度一、一〇〇米なり。

第二款 鑛業の將來

需要供給の狀況 本島に於ける諸種の鑛物資源に關しては之を他日に譲り、多大の埋藏量を有する石炭に就て觀察するに之が需要供給の現状左の如し。

年次	產出炭	移入炭	輸入炭	移出炭	差引需要炭
昭和元年	二七五、八八九	七九、三七〇	二〇、〇〇〇	六、二〇〇	三六八、九四六
昭和二年	三五七、〇四六	四九、九〇二	一九、九五三	八、三八八	四八、五二二
昭和三年	五三九、四八一	二八、三八九	八、〇〇〇	一、五三〇	五七四、三四〇
昭和四年	六三五、五二五	三三、四六九	四、九三五	一六、三八〇	六四六、五三九
昭和五年	六四四、九四七	二二、六八七	—	一三、六四六	六四四、九八八

現今本島諸港に寄港する船舶の殆んど總ては島外の石炭を燃料に供し、又島民家庭用の燃料は未だ薪炭

を使用するもの多きも漸次本島産出炭使用に移變し其の消費量は逐年増加の趨勢にあり。數年前に於ては島内産出炭を以て島内の需要を満たす能はず、島外よりの移入或は輸入によりて漸く之を満したる狀況なりしも、昭和五年に至りては移入炭量と、移出炭量とは殆んど同量に達し且輸入炭皆無となりたるを以て完全に自給自足の域に達したりと云ふを得べし。されど未だ石炭使用の一般的普及なく従て本島の火力による主要動力たる電力の如きも一キロワット時貳拾四錢乃至四拾錢の高値を稱へ、さなきだに一般勞銀の高率なる本島に於て此の儘推移するときは工業の振興は勿論本島産業の發達も亦期し得ざるべく、炭田の探掘は本島開發上緊急事に屬すものと謂ふべし。以下本島炭田の探掘に關し一二重要な事項を録し以て参考に資す。

埋藏量 我國石炭の埋藏量は先年農商務省地質調査所長井上禧之助氏の調査に依れば實測炭量九十億三千萬噸、推定炭量五十億六千萬噸にして、之に比較せば樺太の推定埋藏炭量約二十億噸は甚だ尠大にして有望なりと云ふべし。加之内地炭は多年探掘の結果前途益々探掘難を感じるに反し、樺太に於ける重要炭田の大部分は封鎖炭田に屬し、豫め小炭坑分立の弊を避け、統一的な大經營の要素を保留せるのみならず、其の埋藏炭量は優に探掘に容易なる安全量を示せるものなるを以て本島石炭鑛業の前途は實に洋洋たるものありと謂ふべし。

炭質 北部炭田、東海岸炭田及西海岸南部炭田の上部分に在る褐炭を除けば其他は凡て瀝青炭に屬し不粘結性にして、燃燒容易なるを以て火格子上の操業簡便なるべく、従て燃料炭としての需要最も多かるべし。

幌岸及北名寄の一部炭層は一般に粘結性強く半ば無煙炭に近き種類に屬する優秀品なり。

探炭の便否 本島石炭の探掘に關し特に不便を感じるものは北部地方の冬季氣候寒冷にして積雪多量なること、多數の勞働者を招致すること比較的困難なる二點に在りと雖も、地中温度は緯度の關係によつて影響すること極めて少なく、従つて探炭の如き地下操業は格段の困難を感じず。唯考慮すべきは坑外操業に關し適當なる防寒及防雪の設備を要する點なり。然るに本島未開炭田の重要なるものは其の埋藏炭量莫大なるを以て、理想的の大施設を爲し大規模の探炭を行ふに至らば、大量生産の方法によりて探炭費を節減し得べく、鑛業用地の使用に就ても恐らく他に比類なき便利を有し、坑木費の如きも内地に比し遙に廉なり。

運炭方法 川上炭鑛には樺太廳鐵道の川上線通するを以て之を利用し、大榮炭鑛に於ては樺太工業株式會社の私設にかゝる探炭所、貯炭所間の架空索道及貯炭所、泊居海岸に一部私設、一部樺太廳經營の輕便運炭軌道あり。大平炭鑛には山元及惠須取海岸間に樺太工業株式會社の敷設せる輕便運搬軌道あり。然れども概して交通機關未だ完からず頗る不便の状態にあるを免れず。

第十章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文獻の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間藥品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依囑して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究して本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるゝも實際利用價值ある材木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして、其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の濶葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生歩合を増加し遂に白樺の純林となり、尙グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の森林面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大体立木地



(近附流下川岸丹古) 林 純 の 樺 白

二百十四萬町歩、未立木地七十九萬町歩にして之に大學演習林面積八萬町歩を加ふれば三百一萬町歩に達し邦領樺太全面積の約八割を占む。昭和四年度森林収入は總額一〇、三二六、七二三圓に及び同年度樺太廳歳入總額三三、〇三六、九三五圓の約三割一分強を占め依然財政收入の主要財源たるを失はず。

第二節 林 政

領有直後並に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令によりて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き、昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に配置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐森林火災、放牧、又は無斷開墾等頻りに行はれたるを以て、林業の發展上違算なきを期する爲に、昭和三年大増員を

行ひ定員二百六十三名となし之を各林務署及百四十八ヶ所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めつゝあり。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上 大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月官制改革の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於てし、其の企畫並に監督は之を林務、林業兩課に於て爲すことゝなれり。各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し。

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野產物並製品處分、官行斫伐の基本企畫及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企畫並監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、產物處分、保安林、造林、官行斫伐、林業獎勵、森林土木及公私有林の監督指導に關する事項

第三節 造林

一、本島造林の沿革

人類の生存上將た國家の安寧發達上必要缺くべからざる森林の往古樺太に於ける状態は、人力を借らずして自然に繁殖生長し、其の面積亦全島を掩ひしを以て、島民各自其の欲する所に從ひ、隨意伐採利用せりと雖も、當時人口稀少にして利用の途開けざりしを以て、敢て木材の不足を感ぜざりしのみならず、拓殖の第一歩には鬱蒼たる森林に火を放ちて灰燼となすことさへありき。從つて營林的觀念の如きは殆ど顧みられず、領有當時始めて林業方針が樹立せられたるも、極めて簡略不確實、不合理のものにして造林の如きは、明治四十五年に至り豊原町旭ヶ丘に廳設苗圃開設せられたるに過ぎず。而も極めて小規模にして僅かに學校神社等の植栽用苗木の養成に止り何等實用的苗圃としての意をなさず。

然るに拓殖移民の獎勵は漸く人口の増加となり、人智亦開くるに及び木材の利用發達し、從來無價値に近しとせられたる木材は材價次第に高騰し、木材の利用は年を追つて増加し、加之大正九年以來數年間に互る蟲害は被害地を膨大ならしめ一方山火の頻發は年々廣大なる美林を燒失せしめる等樺太森林の一大破壊を來し、營林上森林の永久的持續所謂保護的根柢は破壊せらるゝに至れり。

茲に始めて一方移民獎勵法の變改、山火の取締と共に他方積極的方針として此等荒廢地の復舊或は合理的利用所謂營林上の生命たる保護作業を目的とする人工造林、或は天然更新或は防火線の設置等を痛感す

るに至れり。

茲に於て大正九年六月始めて造林事業擴張の前提として、造林研究着手の序につき落合町附近の山火跡地に、トドマツ、エゾマツ、カラマツ及白樺の播種造林を試みたり。其の後引續き實行の結果成績比較的良好、且つ經費僅少にして本島の如く造林を要すべき大地積を有するに於ては、最も有利なる施業法とせられ、爾來播種造林を主とし、側ら植樹造林を行ふの計畫樹立せらる。之本島造林發達史上の初期なり。更に大正十二年再び擴張せられ年々五千町歩宛の播種造林を實施するの計畫を樹てたり。之第二期なり。更に進んで大正十五年第三期計畫として年々一萬町歩宛の播種造林の實施となる。

以上の側ら苗圃の増設と共に苗木の養成に努め或は購入苗、山苗等を以つて植樹造林を實行しつゝ今日に及ぶ。昭和三年四月更に第四期計畫として從來造林計畫の根本的變改成り昭和四年度以降之に依り實施しつゝあり。

尙從來に於ける事業の組織は本廳直轄實行を主とし、苗圃事業其の他の一部に限り支廳をして實行せしめつゝありしが昭和四年一月林務署官制の發布に依り事業の實行は之を林務署に於てし、本廳造林事務擔任者は凡て監督のみを掌ることゝなれり。

左に今日に至る實行成績の概要を摘記すべし。

二、昭和五年度末に至る從來の實行成績概況

イ、播種造林事業 大正九年以來最良方法として主力を注ぎ専ら、トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラ

マツ、白樺、ドイツタウヒ等につき年々擴張實行しつゝ今日に至れること前述の如くなるも、該法の大々的實行は植樹造林に比し不利なる如く、昭和三年度に於て面積を縮少して、植樹造林に譲り、尙昭和四年度より更に改正案に基き之を縮少せり。昭和五年度末に於ける從來の實行面積は、新播四萬九千五百六十四ヘクタール四二、補播一萬三百九ヘクタール九四、手入二百六十七ヘクタール九四なり。

新	播			新	播		
	施行年度	施行面積	補播面積		施行年度	施行面積	補播面積
大正十年	一五、四七 ヘクタール			昭和元年	二、七三・六〇 ヘクタール	七、七〇・三六 ヘクタール	
大正十一年	五〇・〇一			昭和二年	一〇、四六・七四	二、五九・六八	
大正十二年	四、二八五・〇九			昭和三年	七、七二・一七		六五・五五
大正十三年	四、七五四・三九			昭和四年	三、四三・四四		
大正十四年	七、三五九・〇七			昭和五年	四九、五四・四三	一〇、三九・九四	二〇三・三九
計				計	四九、五四・四三	一〇、三九・九四	二六七・九四

ロ、植樹造林事業 播種造林の従として之が側ら大正十年以來、トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、ドイツタウヒ、シラカバ、ナナカマド、イタヤ等の樹種につき年々小面積を實行しつゝありしも、其の経路を見るに活着生長共に良好にして、播種造林に比し、經費に於て多額を要すと雖も、經費と結果とを参照するに成績播種造林に優れるを以つて、年々施行面積を増加し、殊に昭和二年度以降激増し、昭和三年度の如きは一躍九百餘ヘクタールの實行を見たり。尙昭和四年度以降に於て改正案に基き主力を

該法に注ぎ、昭和五年度に於ては新植四千二十六ヘクタール三三、補植一千七百七十一ヘクタール〇六、手入三千八百五十九ヘクタール四八の實行を見たり。内譯左表の如し。

施行年度	新			植		
	施行面積	補植面積	手入面積	施行面積	補植面積	手入面積
大正十年	一四・八八	〇	〇	二四一・二三	二五・九三	一三一・六〇
大正十一年	三四・七二	〇	〇	五六一・二六	六九・六六	二〇九・四三
大正十二年	一九・八三	〇	〇	九八・八五	七九・九三	四五四・三三
大正十三年	五八・九五	〇	〇	八三・四九	五七・四七	一、〇七三・二
大正十四年	九五・七五	〇	〇	一、三四四・五六	四〇八・五五	一、九八四・五七
計				四、〇六六・三三	一、七七一・〇六	三、八五九・四八

ハ、防火線事業 大正十一年着手以來概ね人工造林地の保護に止まりしも、近年天然更新地保護の必要上より、更に之れが對策として施設となり、造林事業の進捗と共に増設し、昭和五年度末に於ける新設延長八十二萬六千三百六十一米、手入延長八十三萬八千二百四十四米に及び。内譯左の如し。

施行年度	新設延長	手入延長	施行年度	新設延長	手入延長
大正十一年	一三、四九五	〇	昭和二年	一五七、五三〇	一六、八四五
大正十二年	七八、二九七	〇	昭和三年	二九、二二九	一五二、三六六
大正十三年	八七、九七三	〇	昭和四年	五五、七三九	一七九、五〇三
大正十四年	一五、一七三	〇	昭和五年	三三、〇六三	三三、六三六

昭和元年

三六、七三

一六、二八五

計

八二六、六二

八三〇、八四

ニ、苗圃事業 明治四十五年始めて豊原苗圃の設置となり、トドマツ、エゾマツ、カラマツ其の他の養苗を行ひつゝありしも、大正九年以降各地に苗圃を増設し、播種に床替に或は山苗採取等専ら養苗に努め殊に播種造林不振にして、植樹造林の機運に際會せるに當り、益々主力を苗圃事業に傾注せるの結果、現在十四箇所の苗圃となり、年産成苗實に五百萬本の多きに達す。將來益々本事業を擴張し年産成苗一千萬本となすの見込なり。昭和五年度末の苗圃左の如し。

苗圃名	位	置	開設年度	臺帳面積	備考
豊原	豊原郡豊原町字旭ヶ丘	明治四十五年五月	一五、二二〇	固	定
清水	眞岡郡清水村大字清水東一	大正九年五月	四、九五〇	同	上
吐鯉	本斗郡本斗町字吐鯉保	同	一三、〇四五	同	上
富内	眞岡郡蘭泊村字富内岸澤	同	七、四六七	同	上
泊岸	泊岸郡泊岸町字元澤	同	四、六七二	同	上
寶澤	久春内郡久春内村字寶澤	同	五、一五三	同	上
川上	豊原郡川上村字川上	大正九年五月	六、七八七	同	上
大泊	大泊郡大泊町大字大泊字南濱町	同 一五年五月	四、九九三	同	上

古	玉	山	南	小	北	十	計
古	川	下	名	原	遠	和	
牧	川	川	好	丹	古	田	
大泊郡大泊町大字古牧	豊原郡豊原町玉川	大泊郡大泊町字山下町	本斗郡好仁村字南名好	留多加郡留多加町字南小原	元泊郡知取町字北遠古丹	本斗郡好仁村字十和田澤	
大正五年五月	昭和三年五月	同 上	昭和四年五月	同 上	同 上	昭和五年五月	
五・二六八	一・九四〇	二・八四七	五・三三八	六・八八七	一〇・七九六	一・五三〇	
臨	固	同	同	同	同	臨	
時	定	上	上	上	上	時	
							二・三九〇

ホ、天然更新事業 造林事業は従来諸般の事情より山火跡地の人工更新に主力を注ぎ来りしも、本島林野の性状は、天然更新を主体とすべしとの見地より昭和四年始めて本事業を実施するに至り、昭和五年度末の施業累計二二一・二六ヘクタールにして將來益々其の範圍を擴張せんとす。

ハ、林内歩道事業 國有林野の保護管理利用並に各種施業上其の要切なる本事業は四年度に於て初めて之を實施し將來益々之を擴張する見込なり。昭和五年度末に於ける施業累計延長八四、七二六米（幅員二米）に達す。

以上樺太造林の現況を概述せり。想ふに造林事業は樺太拓殖民上密接の關係ある樺太森林の保護上、重大の使命を有するものにして、寸時も忽せにすべからず。將來研究すべき事項多々なるべしと雖も、先

づ第一に苗圃事業を擴張して、植樹造林第一主義を實行し、又天然更新を新に實行し、植樹造林と併行して森林の更新を促進すると共に、民間の奨勵造林及部分林の制を新設し、大いに造林熱を鼓吹すると共に愛林思想を養ひ、又森林保護方面に於ては防火線の完備、林内歩道の増設、山火豫防防止の徹底的研究、又基本的事業としては造林地の基本調査、森林植物生態調査、伐採跡地の更新状態調査等を行ひ、研究的事業としては、山火跡地の造林方法の研究、播種造林の徹底的研究、苗圃に於ける各樹種の養苗研究、造林地諸被害の研究等各般に互り研究、調査、實行し以て樺太造林事業有終の美を擧げんとす。

第四節 森林調査

本島の邦領に歸するや其の森林概況調査の計畫を樹て、島内を十區に區劃し明治三十九年度に調査に着手し同四十一年度に之を完了せるが、大正二年更に十五箇年計畫を以て之が基本調査を爲すこととせり。即ち全域三百六十四萬町歩より開拓豫定地七十二萬町歩を控除し、之を三十箇の經營區域に分ちて事業區及保安林を設定せむとするものにして、此の計畫は經費其の他の都合により漸く大正五年度に至り經營調査事項中先づ林種區分及施業案の編成等をなすべく、三組の調査班を設け最も急要の地點より調査に着手せり。

大正五年五月訓令を以て經營調査に關する業務は林別區分、森林區劃、林況調査、更新方法、斫伐豫定案説明書調製の六項と定め、其の内林區分は左記に據りて調査することとなれり。

第一、經濟林（第一種林、第二種林）

第二、保安林

第三、將來拓殖用地となるべき見込の森林

第四、除地

而して之等の區分をなすに就ては次の標準による。

- 一、第一種林は森林を法正なる状態に導き、其の施業を永遠に保続し得べき區域
- 二、第二種林は地方居住者の用材、薪炭材又は鑛業用の材料を供給すべき區域
- 三、保安林は別に定むる所により保安上必要な區域
- 四、將來拓殖用地となるべき見込の森林は傾斜二十度以下の土地にして農業に適する區域
- 五、除地は將來見込なき區域

大正七年度より既定計畫に基き調査班十二組を増して十五組とし、同時に十五箇年計畫にては長きに失する憾あるを以て之を十箇年に短縮したるが、大正十四年度を以て一先づ完了せり。即ち本島森林原野面二百九十六萬町歩にして、材積針葉樹生立木約六億四百萬石、同蟲害木約五千六百萬石（調査實數）潤葉樹約八千六百萬石なり。大正十五年度よりは三ヶ年計畫を以て林地區分調査を施行し、要存置林として二百四十七萬町歩を豫定せり。

昭和四年度よりは既往調査箇所の檢訂調査を續行するの計畫を樹て、先づ同年度に於ては町村林豫定地

調査並に散江、多來加事業區一部の檢訂調査を施行せり。

而して昭和五年度に於ては航空撮影に依り、北部森林即ち知取、伊皿を連ぬる線以北、保意、恩内を連ぬる線以南の森林調査を施行せり。

第五節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈し、明治四十一年に終了せる第一回森林概況調査の結果に徴するも優に十九億餘石を算せしに、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他の時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず、何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として残されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、バルブ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟ちてここにバルブ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ、操業の開始を見たり。

時恰も歐洲戰亂に際會し、バルブの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を挙げ、本島バルブの名聲頓に昂まれり。爾來打續く好況に伴ひ島内各所に工場設立せられ、現時島内に八工場を算し、年産額十八萬八千噸、洋紙三億七百萬封度に達し、之が資材消費量四百萬石に及び、本邦バルブの過半を供給する現況に在り。

島内工場創設以來の生産額累年比較を示せば次の如し。

年次	工場數	資材消費高	生産高		價額	
			バルブ	紙類	バルブ	紙類

年	石	噸	封度	円
大正四年	九八、八三一	四、五七四	—	五八二、七七八
五年	三九、四五七	一六、五六六	—	二、五四、九六八
六年	七三、三三三	三六、三六五	—	七、七〇一、九三七
七年	九六、五八八	二、七三三	—	一三、六六八、七七七
八年	一〇、九〇、九二二	六〇、六一〇	三、七六〇、〇七八	八一九、五四六
九年	一、三四、七八八	六六、五八四	一四、六九三、四四五	三、七五三、七二五
一〇年	九三、九九四	五五、九一九	四、四四六、四七七	七六三、五〇四
一一年	一、五二九、二四	八五、〇三〇	二、七三四、九九	三、二〇七、三四〇
一二年	一、七三、八九九	九〇、一六三	三、九三三、二七七	四、七九五、三七五
一三年	一、七四七、九九五	九三、三四六	四、〇四二、二七五	六、〇三五、七八五
一四年	一、九七、六四五	一〇三、六二五	四、七五五、四五	七、五二四、三〇三
昭和元年	二、七四、二六四	一三四、〇九三	六、七三〇、二五	一一、一〇三、九〇三
二年	三、三九三、一〇四	一五三、〇八一	一三、八七三、一〇	一五、一四四、九〇
三年	三、六二、六六三	一五〇、四〇六	一七、九三七、〇四	三三、三六、四八八
四年	四、二〇、八〇三	一四六、八三三	二七、八〇三、四〇	三三、七六、九九六
五年	四、三八、三三〇	一八八、四三三	三〇、七六六、三六	三〇、六五三、二七〇

第六節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬町歩を割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後して北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。今其の面積を表記すれば次の如し。

(昭和五年三月末現在)

演習林名	所在地	設定月日	面積	材積	
				針葉樹	闊葉樹
東京帝國大學 演習林	茨濱郡榮濱村相川流域小田寒川流域の一部	大正三年四月	二、九九九町	九、四〇四	九三三
京都帝國大學 古丹岸演習林	敷香郡泊岸村古丹岸川流域	大正四年十二月	一九、九九三	九、八三五	二八八
同 亞屯演習林	敷香郡敷香町幌内川支流亞屯川流域の一部	大正五年十二月	一八、九六六	一四、二六八	九二
北海道帝國大學 演習林	久春内郡三濱村珍内川流域	大正二年六月	三〇、二〇五	一〇、二九九	四五九
九州帝國大學 演習林	敷香郡敷香町幌内川支流保惠川流域	大正二年六月	八二、一八二	四三、八〇六	二、五九二
計					

東京帝國大學演習林 全林を相川及小田寒の二事業區四十九ヶ林班に區劃し之を林業地及林業外地の二種となし、前者は更に普通施業地、施業制限地、各種試驗地、未利用林等に分け各別に施業方法を定む。普通施業地は本林の最主要部を占むるものにして、トド、エゾの混淆林よりなり、回歸年二十年、輪伐齡百二十年の擇伐作業を行ひ、材積に於ては三十三%の擇伐を行ふ。

各種試驗

天然更新、擇伐比較試驗、苗木養成試驗、植樹造林、人工播種造林、防風防湖林造成、椎茸培養試驗、野生動物飼養試驗
 京都帝國大學演習林 古丹岸、亞屯を合して一事業區となし左の要項に基き施業しつゝあり。

作業法 前更喬林作業

樹種 エゾマツ、トドマツ、カラマツ其他

輪伐齢 百年

第一施業期標準年伐面積……一四五町

同 年伐材積……一三四、五一八石

施設の主なものは、人工、天然兩造林千數百町歩を行ふ。泊岸に苗圃を設け、林道、歩道、防火線約三萬間を開設せり。

各種試験

擇伐試験、傘伐試験、區域皆伐試験、人工播種、人工栽植成長調査 Logging及Lumberingの諸方法比較、牧畜調査、林業と漁業との調和、森林の影響に関する調査

北海道帝國大學演習林 本林は未だ全般にわたり秩序的施業を實行するの運に至らずと雖も、學術的模範林業を經營する目的を以て大正九年一部を區劃して假施行案を編成し之を第一事業區とし、作業種の擇伐喬林作業、輪伐期百五十年回歸年五十年とし伐採跡地に於て天然更新試験を行ひつゝあり。九州帝國大學演習林 本林は地形上平坦林、山岳林、奥地集水地域林の三段となし各々施業方法を異にする。

普通施業地は輪伐期百五十年とするトド、エゾ擇伐喬林作業となし回歸年三十年とし、擇伐量は材積に於

て四〇%直徑一寸以上のものにつき徑六寸以上のもの三割以下を擇伐するものとするも、稚樹の比較的大なるもの密生せる箇所は傘伐更新を行ひ、又稚樹の發生少き一齊林地には豫備林下種伐の階梯によりて施業するが如く何れも其の林況に應じ適宜の天然更新を行ひ跡地の更新を圖るものとす。

而して普通施業地の中には市場の緩急に應じ相當の屈伸力を有せしむる爲、豫備林を設置せるの外防火其の他の用に充て、當分の伐採を見合はせる準施業制限地、寒帶植物の各種試験に供する試験林あり。山岳林は施業制限地に編入す。

昭和五年三月末に於ける各演習林の森林收入及森林費を示せば左の如し。

森	林	收	入	東	大	京	大	北	大	九	大
森	林	費	引	大	大	大	大	大	大	大	大
				二六、七九	一六、三八一	四八、八〇三	一〇三、五八八	二一〇、一七七	一六、五九九	三三、六七三	七六、九二五
				六、五九三	四〇、五八七	三三、二〇四					

第七節 官行斫伐

第一款 概説

第一項 事業の開始

大正八年より大正十二年に互る松帖蠶蔓延の爲め森林面積約二十二萬町歩、材積約八千八百萬石の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に依る蟲害木

の斫伐事業を計畫し、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

皆伐法に依る百年輪伐天然更新の方針は將來林力を保續し得ると共に、殘存木の枯死及成長旺盛期に在る林木を皆伐する等其の他經濟上甚だ不利の點あるに鑑み、輪伐期百年、回歸二十年の擇伐更新法を採用し、伐採率を胸高直徑四寸以上の立木に付き材積六割以内、本數二割以内とし胸高直徑九寸以上のものを採伐することに改めたり。

然るに之を民營に一任しては萬全の結果を得難き事情あるに鑑み、更に昭和元年度より改訂方針に基き恒久的官行斫伐事業を実施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たるが、昭和五年一月二十一日林務署官制公布と共に右實行は林務署に移り樺太廳林業課、林務課にて監督並に計畫を爲すことに改定森林作業所は廢止されたり。

第二項 事業の計畫

昭和五年度事業計畫を示せば左の如し。

- 一、官行斫伐収入 三、二二四、四六〇圓
- 二、官行斫伐費 一、〇一九、九八三圓
- 三、事業 伐木二〇四、二五〇立方米、搬出四六七、一九八立方米
販賣四六七、三二五立方米

備考 伐木數量中には四年度よりの繰越七、八八〇立方米を含む。

第二款 事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四糎以上、長さ一、九及三、八米とし、カラマツは末口直徑一〇糎以上、長さ四、〇及四、二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材卷立をなし直に流送に付す。冬山は端乳、四乳、トラクター等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立をなす。

トラクターは昭和二年度に於てはフォードソン六臺、エルエツチダブリウ L H W 二臺、計八臺を購入し幌岸、和愛、亞南、氣頓等の事業所にて之を應用したるが、初經驗のことよて機械の故障多く爲めに豫期の成績を挙げ得ざりき。三年度は専ら氣屯事業所に於て試験的に實行せり。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下け水中引渡或は水切卷立をなす。

製品處分 製紙會社年期賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫約公募に依り處分す。各年度事業成績細別左表の如し。

事業成績表

年 度	伐 木	搬 出	引 渡	備 考
大正十一年	二、七三、〇一・四八 石 數	六七三、六六・二八 石 數	六六、八五九・二三 石 數	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近 土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。 二、數は薪材なり。
	三三八・〇〇	二七三・〇〇	六六・〇〇	

林業

三、昭和五年度分は昭和五年十二月二十日現在の数字を示す。

年	積付金額	年	期	豫約公募	特	賣	計
大正十二年	二、三五九、四八五・七七 一、〇一九、〇〇〇	一、九〇四、五六〇・八三 三三三、四〇〇	二、二二一、六三〇・〇九 二七三、六六〇				
大正十三年	二、三六六、五四五・九八 一、一〇〇、三八八・九一	二、五〇二、八三〇・三三 四三三、九〇〇	二、五四七、二八八・五四 七三五、八〇〇				
大正十四年	四七四、九八二・〇〇	一、二七四、六九三・一七	一、三一九、五〇一・三六 二九九、〇〇八				
昭和元年	五〇一、六三〇・四七三 (二、三五五、四三二本)	二、五〇二、三九〇・五五 (二、六、五四本)	七、一七〇・〇〇〇				
昭和二年	四九九、三四〇・七七七 (一、七六八、二七四)	四九四、一五六・六六九 (二、〇三三、五五六)	五〇九、二二八・二三三 (二、〇八八、七八八本)				
昭和三年	四九三、〇六一・六八八 (一、七六四、五五〇)	四九七、八六三・〇五四 (一、九四三、五八二)	五〇四、九三〇・七三三 (一、九九三、六四二)				
昭和四年	四六、六八五・三四四 (一、五八一、二四〇)	四三七、二七三・六五五 (一、五七一、三三八)	四三七、二七三・六五五 (一、五七一、三三八)				
昭和五年							

賣拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し、年期、豫約公募、特賣等に附し賣拂を爲す。其の數量、賣拂價格等を表示すれば左の如し。

年	積付金額	年	期	豫約公募	特	賣	計
大正十一年	三三三、六三五・七六 五六七、五四七・五四	五七、二四〇・元 一六〇、三四・六八	三六、〇九八・九八 六九七、七八〇・三三				六六、八五九・一三 一、四二五、五五二・四五

年	積付金額	年	期	豫約公募	特	賣	計
大正十二年	八二六、三七八・八〇 二、一九九、六三三・四六	五三三、八三五・四四 一、四七六、八〇・二二	七五一、四二五・九五 一、九一七、四三九・九九				二、一一一、六三〇・〇九 五、五九三、八七三・一七
大正十三年	一、五三七、四〇九・九三 四、二五〇、〇三三・〇六	四〇九、二六五・六六 一、〇七七、一八五・〇九	六〇〇、六一二・九六 一、六二六、四二一・三三				二、五四七、二八八・五四 六、九五三、六二九・六八
大正十四年	八三、七六〇・六一 一、八六六、八八・六〇	四三七、七六・七五 一、〇六七、一六・五五	一、六二七、九七八・〇二 三、五八九、九二五・三四				二、一六九、五五・三八 四、八四三、七三・四九
昭和元年	一〇〇、〇〇〇・〇〇 二、五五〇、〇〇〇・〇〇	八八四、七四〇・三三 二、四〇〇、五四四・九九	三、四一、七九七・〇一 九〇八、五四七・四九				一、三一九、五〇一・三三 三、五六四、一一二・四八
昭和五年	二、七八一、一八五・〇九 七、四五八、八八二・六六	二、三四二、七〇・五二 六、八一、九五四・四三	三、六四〇、九二・九二 八、七四〇、一一四・一八				八、七六四、八〇四・五三 三、三八〇、九五二・二七
昭和二年		八、八五四、五三七 六六、九三三・四二	八一、〇五二、五八二 一、〇六三、五四・一三				八九、八八七、一一九 一、一三〇、四五九・五三
昭和三年			四三三、二五二、三三九 三、三〇八、一五六・一九				四三三、二五二、三三九 三、三〇八、一五六・一九
昭和四年			五〇五、一七〇、七八八 三、三八五、三〇一・九三				五〇五、一七〇、七八八 三、三八五、三〇一・九三
昭和五年			四三三、三五六、六八八 二、九六〇、五五四・三一				四三三、三五六、六八八 二、九六〇、五五四・三一
計		八、八三四、五三七 六六、九三三・四二	一、四七一、八三二、二八七 一〇、七七七、五三六・五四				一、四八〇、六六六、八二四 一〇、七八四、四七一・九五

備考 自大十一年は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり

第十一章 水産業

第一節 總 說

樺太に於ける鯧、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の經營時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯧、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯧、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健實なる發達を期せむが爲め建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き、之を定め邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯧、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯧、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして、其の收益亦鯧、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯧、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯧、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年専用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及大正十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度

を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。今現行漁業法規の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、漁業法

一、樺太に於ける漁業法施行規則

一、漁業登録令

一、樺太に於ける漁業登録令

施行規則 一、樺太漁業取締規則

一、罐詰及鱈製造業取締規則 一、水産物検査規則 一、水産會

法 一、水産會法施行規則

一、漁業組合令 一、漁業組合令施行規則 一、水産組合規則等。

漁業を爲さむとする者は是等の法令に基き鯧、鱒及鮭の定置漁業、魚類、介類、藻類等の區劃漁業及専用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要す。而して鯧、鱒及鮭の免許漁業は特定の事項(樺太に於ける漁業法施行規則第九條)に該當する場合に非ざれば免許を與へず。其の漁具は鯧に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又専用漁業は鯧に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒、鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十三種ありて支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所が二支廳以上の管轄に互るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。而して鯧及鱒の漁利は漁村維持の爲め特に必要なるものに付許可漁業中鯧刺網、鯧流網、鱒配繩の許可は漁業組合員に限定せり。

免許又は許可を要せざる漁業は樺太に於ける住所地又は居住地を管轄する支廳長に届出で何人と雖も之を爲すことを得。

漁業制度の概要斯の如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の

大半は此地方に於て漁獲せしも、爾來年と共に激減して今日野田附近の數漁場を除くの外復昔日の觀なし之に反し眞岡、本斗附近及亞庭灣に於ける大泊、長濱附近並に東海岸中部に於ける漁場は大正二年頃より次第に其の漁獲高を増加し、西海岸北部地方と全然反對の結果を現出し、殊に大正十年以來東海岸は異常の豐漁を見るに至れり。

本漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ建網一統及曳網一統なりしが、翌明治四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年漁業法規を改正し一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鯧とは別箇の漁業權とし、鯧漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てせり大正十一年再び漁業法を改正し之に伴ひ待網に代ふるに建網を免許したる結果、大正六年度に於ける定置漁業權三百六十四漁場に對し現在鯧建網四百三十七、鱒及鮭瓢網又は建網二百五十八に及びり。尙大正五年より専用漁業場を設け現在其の數七十九に達せり。

鯧は其の大部分は漁業者に依り搾粕に製造せらるゝと雖も、近時身欠鯧並に鱒の製産次第に増加し品質亦漸次改良せらるゝに至れり。

鯧漁獲高（生鯧の重量にして、百石を二萬貫として計算したるもの）

年度	支廳	數	香	元	泊	豐	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年		七、四八、七四〇	四、九九、一八〇	五、六三、八九〇	五、七〇、七五七	二、六五、六七五	一〇、〇五八	九、一〇三	三、八三三	五、四〇〇						九一、四五、一五〇

昭 和 年 度	支 廳	香 元	泊 元	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	計
昭 和 二 年	五、三九、六〇〇	六、三八四、六六四	九、六六六、三九五	三、二四五、五五五	三、六三三、九九九	八、七四七、七九五	三、三三〇、六四〇	八九、一七、六九八	
昭 和 三 年	六、三九、九〇〇	一〇、九三三、七八五	五、一四三、二九〇	五、〇八三、五〇八	四、七七一、四三五	三、八一、七五三	三、八一、七五三	一三六、三三三、八〇七	
昭 和 四 年	二、八五三、六六八	一、八五三、一五〇	八、五六七、一〇五	八、五八五、九〇〇	五、九八、八七三	七、八四五、七三〇	二、八二五、〇〇〇	一三三、七九一、〇八三	
昭 和 五 年	三、二六四、四八八	四、九七六、一五八	三、二二一、五六七	八、〇一九、四七三	三、三九一、五〇〇	二、〇六四、四五九	五、五三三、九九六	一一九、四六〇、六三三	

鱒 鱒漁業は鮭漁業に次ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多来加、新間間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鱒漁場は比較的優秀なり。本漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることとなり。鱒は島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの、並に詰原料に供するもの次第に増加せるも尙其の大部分は鹽藏せらる。

鱒漁獲高(生鱒重量にして、一尾三百六十匁として計算したるもの)

年 度	支 廳	香 元	泊 元	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	計
昭 和 元 年	二、九二、七五〇	一、一八六、四三三	一、六四七、二七九	一、六五四、七四六	一、八五、五九一	四九九、二九〇	七三、八三〇	八、一九九、二七	
昭 和 二 年	一、〇五五、二八四	四三三、五〇〇	二、六二〇	三、九、五九一	四八、二〇四	三三六、一六七	一七六、三六	二、三三三、六八三	

昭 和 年 度	支 廳	香 元	泊 元	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	計
昭 和 三 年	五、一六一、三九七	九九七、四八四	一、四六四、三三三	六六五、五〇九	三四六、五三〇	七三六、八三二	一一二、四七八	九、四七四、五五二	
昭 和 四 年	一、二二八、二六四	六四四、三三三	二、六九、四三九	三五三、三三九	七四、四三三	三〇九、四六六	二六六、一五	三、〇〇五、一九七	
昭 和 五 年	一、六三三、八八〇	五二二、九六二	二、五七、八八	一、八四、六五四	二六四、五四七	七三三、二一八	六八、三四〇	三、六五四、三二八	

鮭 鮭は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者を夏鮭又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鮭は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高六萬貫内外に達するものあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては多蘭泊、麻内、阿幸及南名好川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて三萬貫以上漁獲するものあり。

鮭は鱒と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鮭に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産多からず。

鮭漁獲高(生鮭の重量にして、一尾九百五匁として計算したるもの)

年 度	支 廳	香 元	泊 元	豐 原	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	計
昭 和 元 年	三、三五、九〇九	四、一五九	三、六、六三六	一、七〇、三五〇	六、四、六〇三	二、七、三三三	七、五	五、六七、九六九	
昭 和 二 年	一、六九、五五一	四、一四三	三、四、三九〇	一、四四、七四三	六、八、八九九	三、六、五七六	一、九	四、八、四一九	

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和三年		二八〇、九七三					二、九七七		三九、七七八		六、一六六		七〇、二九六		一、五〇二	四四八、八三四
昭和四年		一五、六六六					一、七三九		二九、〇五一		七五、八六七		四五、五六三		三、八〇〇	三八、六六九
昭和五年		二九三、二〇八					二、八二八		七、八二〇		二〇三、〇九二		七五、〇三二		三、六三五	六五三、七九三

鱈 鱈は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間にして、専ら配繩を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三ヶ月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一雙にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一雙にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半に達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるのみならず、最も多産する北本斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし或るものは百馬力に近き發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフィッシュの製造企業せられ、大正八年の如き其の年産額二十五萬五千貫に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鹽鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至れり。

尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるなく、製品は工用油及藥品肝油の二種にして其の年産額二萬函に達す。

鱈漁獲高(生鱈の重量にして、一尾八百匁として計算したるもの)

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年							二八八		五、四六三		一〇八、〇〇五		四、九七六、六八八		三、二九、五五六	八、四一〇、〇六三
昭和二年							六〇		四、三六八		三六、八三三		四、七三〇、三七三		三、一四三、五七五	八、〇七五、七三五
昭和三年							三		一、三五六		四、七五五		四、二八三、四八八		二、二四三、一三〇	六、七六七、二四〇
昭和四年							四六〇		一、二二六		五七、二三〇		四、一〇四、四四二		一、九七九、三七六	六、二七二、二八三
昭和五年							八六四		二八、八三三		四、一一五、二二五		二、二四五、〇三五		九、一八〇〇	六、四八一、六五六

鰈 鰈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見る。漁業は配繩又手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網漁業續出せり。鰈は生賣せらるゝの外悉く搾粕に製造せらる。

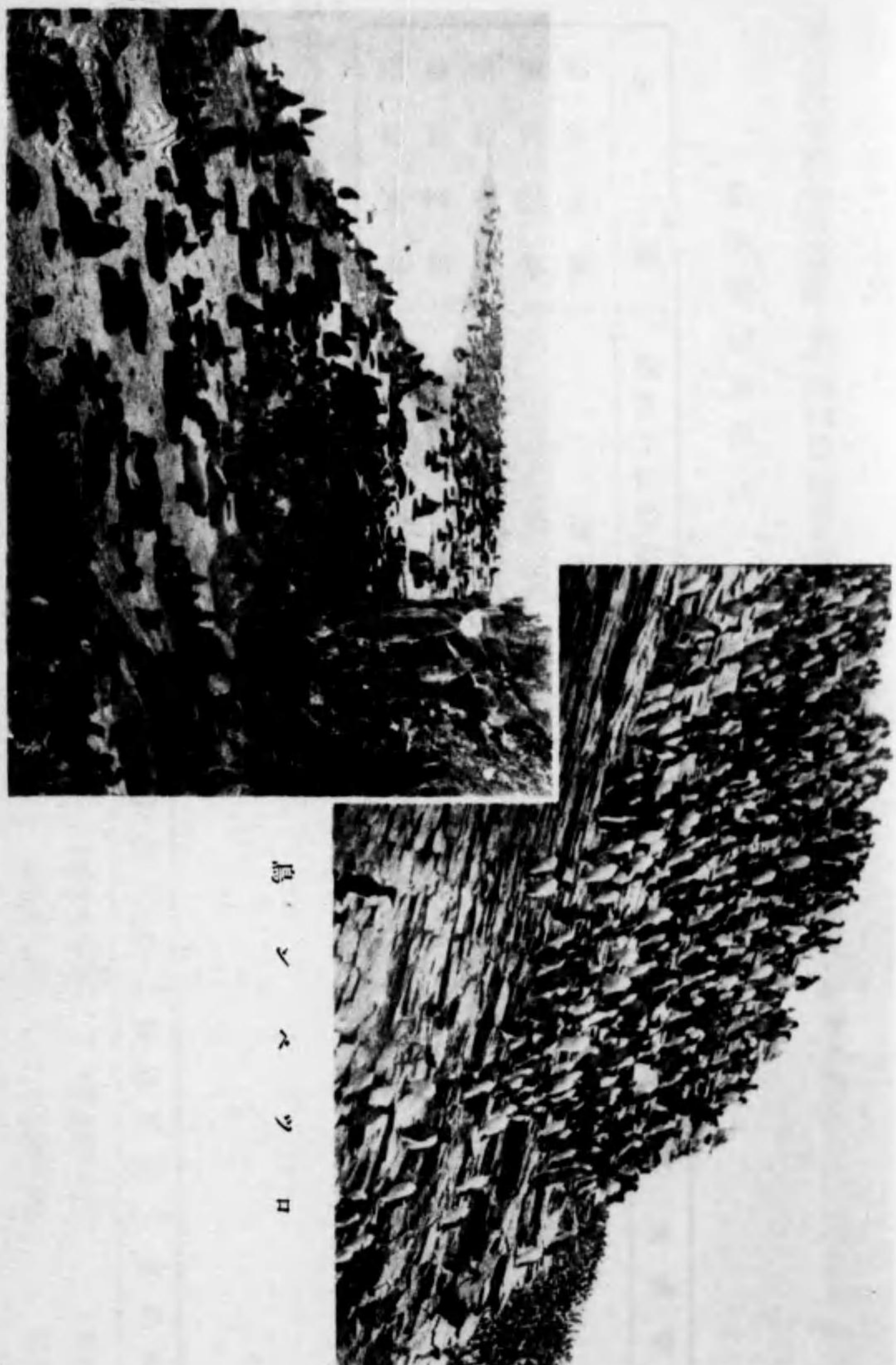
鰈漁獲高(生鰈の重量にして、百石を二萬貫として計算したるもの)

年度	支廳	敷	香	元	泊	豊	原	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和元年							五、四四〇		七九、七九〇		五、二〇〇		三九、四四四		二、四、三三〇	七五、八二四
昭和二年							二二、〇四〇		一三六、八四四		三三、五六一		三三、二六〇		二〇三、九五〇	八〇九、五五五

花折昆布	ト口昆布	島田昆布	端折昆布	猫足昆布	細日昆布	細工昆布	計
五、七六七	三、三七五	四〇	二〇	一六五	八〇	六〇	
二七〇	七、七五	一、二六四	一、三五五	一、〇〇〇			
二、七二五	一〇〇			六六九			
六、〇五七	一四、一〇	一三、七三三	一一〇	一、五三〇	二、三三九	一、〇一〇、三三三	
七、九八三	二、二二八	一一、七九六	一六	一八九	六、〇六五	七四五、二四九	

鯨 春夏の候海岸近くに回游するもの尠からず、種類は春期には克鯨多く夏期は長鬚鯨を主とし座頭鯨之に亞ぐ。捕鯨業は現在、東洋捕鯨株式會社に依り亞庭灣内札塔に根據を置き、毎年捕鯨船一雙乃至二雙を使用し従業せらる。捕獲頭数は年に依り消長ありと雖も、大正十年の如きは八十二頭の多きに達せしも漸次減少し、大正十四年には三十六頭、昭和元年には四十九頭、昭和二年には三十九頭、昭和三年には三十六頭、昭和四年に於て三十四頭を捕獲せり。

鰩・鰩獸 海豹島は我國唯一の鰩鰩獸蕃殖場にして、米領ブリビロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年樺太の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら鰩鰩獸蕃殖保護



島 鰩 鰩 鰩 鰩

及調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘納獸蕃殖狀況

年 別	最多上陸頭數	産 兒 數	死 兒 數	獵 獲 頭 數
昭和元年	二四、三七三 <small>頭</small>	九、六五四 <small>頭</small>	四三五 <small>頭</small>	一、三三三 <small>頭</small>
昭和二年	二八、〇九八	一一、〇八六	三七三	一、六〇八
昭和三年	二七、八六〇	一一、六三〇	五七三	一、五三〇
昭和四年	二九、七八四	一三、〇〇〇	五四〇	一、七〇五
昭和五年	二六、八七三	一一、八五五	四六二	一、七二五

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し。

水産物總價額

種 類	年 度	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
鱒 鯨	昭和元年	二、七九、六九五 <small>円</small>	九、九五、九六六 <small>円</small>	一三、七六、七二三 <small>円</small>	一四、六六、七六六 <small>円</small>	九、八一、六九八 <small>円</small>
	昭和五年	二、四六七、一三八	一、〇三四、一九三	二、六四七、六三五	一、三三九、二五八	一、一六一、九〇〇

水産漁

計	昆		蟹		鱈		鱈		鮭	
	貝	其	鮎	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫
二〇、〇三〇、九四四	七四、八二二	四〇、五二〇	二七、三七六	三五、四三三	四九、九〇三	六二、五六三	五五、五四九	二、一三三、一三〇	四八三、二七九	三、四八、九三四
一五、七〇五、三二〇	六三、四九	七四、三三七	三六、八六一	三三、一六〇	四三、一〇九	三五、五七三	八九、九三九	二、一〇九、八五三	三、四八、九三四	一、七五五、九九九
二〇、五五七、四三三	六九四、二八〇	一〇九、二七〇	四八、五六四	一三、一〇五	八五、八四六	七八、八九九	一九八、九七一	一、七五五、九九九	三、四八、九三四	一、七五五、九九九
二〇、八八〇、六一〇	六六一、二九三	一〇〇、〇四七	三九、二八九	一四、三五三	一四、七三三	一四、七三三	一、三三〇、三九五	一、五八八、四三九	二、三三、九〇四	一、五八八、四三九
一五、九〇九、〇七五	五〇七、〇六七	一五八、六八五	二六、二四六	四、二六三	八八、一四九	七四五、二五二	一、六六一、五五三	一、三三〇、六六三	三、三八、三四〇	一、三三〇、六六三

第三節 水産物検査

水産製造物の改善を圖るには之が検査を勵行するを最も緊要なりとす。明治四十三年西海岸南部水産組合に於て鱈、昆布等の検査を行ひたるを始めとし、建網漁業水産組合、亞庭灣水産組合及罐詰業水産組合等相次で之を行ひ其の成績稍見るべきものありたるも、検査の統一を缺き尙不備の點尠からざりしを以て

大正三年樺太廳に水産物検査所を置き之が統一改善を計れり。現在検査員八十二名を沿岸各所に駐在せしめ、一定の擔當區域を巡回して検査を行はしむると同時に製品改良の實地指導に當らしめつゝあり。

検査を受くべき水産物の種類は水産肥料、身欠鰾、鰾、鹽鱈、鹽鮭、鹽鱈、鱈及鮭の筋子、開鱈、開鮭、棒鱈、棒鮭、乾鮎、魚油、昆布、銀杏草、海參、乾貝、剥蝦、錫、鮫、玉筋魚及小鰾の煮乾及素乾、タラバ蟹、蝦、北寄貝、鱈及鮭の水煮罐詰等にして殆ど主なる水産製品を網羅せり。而して検査實施以來何れも品質、量目、荷造等改善せられ成績良好なり。

第四節 水産に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業權を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鰾、鮭の定置漁業權の外更に専用漁業權を附與し、組合員をして直接鰾、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。指導獎勵の結果軌近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く健實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同貯蓄、遭難救恤、暴風警報周知、講話其他魚介藻類の保護蕃殖及餌料の蓄養等とす。目下漁業組合數四十一、組合員三千八百餘名、積立金參拾貳萬餘圓に達せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

第十二章 中央試験所

第一節 沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬が山野に弛驅するを集めて貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五ヶ所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せて貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め地を並川に相して假試験場を設置し適種作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太種畜場、後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相次て移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川の附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併して小沼をその分場とすると共に真岡郡真岡町宇遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事畜産化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當

時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖も、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充して従來の製造部に加ふるに漁撈養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ邦國に比類を見ざる一大林産地として一葦帶水の北海道と相對峙したるを以て、之が試験研究の史も久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工更新に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し其の被害に加ふるに、數次の山火に襲はれ全島を舉げて林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。従て爾來専ら松毛蟲の防除並森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地千三百十五町歩に、人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入して、總面積六千九百二十二町歩を算するに至れり。斯くして農事、畜産、水産並林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たり

と雖も、其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點あるに鑑み、昭和四年九月勅令第三百號を以て従來の兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産、及林業に關する試験部門は之を小泊に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改め、着々試験研究の陣容を整へつゝあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

第二節 事業と組織

第一款 事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しませざるも、之が完成垂統を期する上に於ては今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し。

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

第二款 組織

本所現在の組織は農業部、畜産部、林業部及水産部の四部並に庶務課にして所長之を統轄し、各部課には夫々部長及び課長を置き部課に屬する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむる爲科を設け、各科に科長を置けり。之が定員は技師十一名、書記四名、技手二十七名にして配するに雇員三十六名を以てせり。

第三節 事業分掌

第一款 農業部

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる、其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として種藝及農業物理に關する研究部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培可能な適作物の査定に關する事項、主要農産物の品種改良に關する事項、各種農作物の耕種法に關する研究、農業氣象に關する事項、農業用器具及機械の改良に關する事項、農業經營試験に關する事項、種子、種苗の鑑定及配付に關する事項並實習生の養成に關する事項等を掌る。從來試験の結果擧げ得たる成績中其の主な

るものを擧ぐれば左の如し。

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し。

大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、稗燕麥、蕎麥、黍、大豆、菜豆、豌豆、蠶豆、蕎麥、亞米利加暴風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、藜蘆、甜菜、亞麻、除蟲菊、苧苧、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、午麥、胡蘿蔔、火焰菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苣蒿、白菜其の他葉菜類、草莓、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、馬鈴薯及甜菜は本島の風土に最もよく恰適し品質極めて優良なり。

二、品質改良

優良品種査定試験によりて本島の風土に恰適せる優良品種を査定すると同時に稗麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法によりて優良品種の第一次的育成を行ひ、幾多の新優良品種を選出せり。

三、耕種法試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域試験、除草中耕回数

試験及栽培努力調査等を行ひたり。

四、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和四年迄に六十名の修業者を出せり。

五、種苗配付

従來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として農事實行組合並に一般農業者に配付普及し以て農産の改良増殖に努め居れり。

尙昭和五年度に於ける主なる事業項目を擧ぐれば左の如し。

一、適作物査定試験

二、主要作物優良品種査定試験

三、小麥、豌豆、馬鈴薯、甜菜及胡瓜の育種に関する試験

四、小麥、蠶豆及甜菜の輪作試験

五、耕鋤の深淺による土壤の理化的變化が小麥並甜菜の生育、特に甜菜根部の形質に及ぼす影響に関する試験

六、綠肥作物の混播により亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定に関する試験

七、種子の交換による亞麻の收量品質に及ぼす影響に関する試験

八、土壤の水分並地温が小麥の生育特に發芽現象に及ぼす影響に関する試験

九、小麥及甜菜の適當なる生育領域査定試験

一〇、甜菜の收量糖分上より觀たる收獲適期査定試験

一一、甜菜、瑞典蕪菁、家畜用胡蘿蔔及胡瓜の採種試験

一二、甘藍及土當歸の促成栽培試験

一三、甘藍、白菜及菠薐草の貯藏試験

一四、有皮燕麥の利用に関する試験

一五、小麥及甜菜の栽培努力調査

一六、優良農具に関する調査試験

一七、農業に關係ある各種氣象要素の調査

一八、優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營

一九、農事に関する實務を練習せしむる爲實習生の養成

第二科

本科は農作物の病害、害虫及雜草に関する研究部門にして、従來諸種の病害蟲に對して行へる試験中特に顯著なる成績を擧げ得たるものは、病害にありては小麥黑穗病、馬鈴薯疫病、甜菜褐斑病等の豫防試験、害虫にありては大根蠅、カラフトクロウリハムシモドキ等の防除試験なるが、尙昭和五年度に於ける

事業の項目を擧ぐれば次の如し。

一、病害及野草に関する調査試験

- (一) 小麦赤銹病々原菌の地方的生態種に関する研究
- (二) 蠶豆、細菌病々原菌に関する調査並豫防試験
- (三) 馬鈴薯黒痣病と本島特殊土壤との關係調査並其の豫防試験
- (四) 馬鈴薯疫病に對する抵抗力を惹起すべき要素、特に其の生理的要素に関する研究並其の利用調査試験
- (五) 胡瓜黒星病々原菌の生理生態に関する研究並豫防試験
- (六) 一般病害の種類及分布に関する基本調査
- (七) 有用野草及雜草の種類分布並其の利用又は驅除法に関する調査試験

二、害虫に關する調査試験

- (一) カラフトハリガネムシの生態並防除法に関する調査試験
- (二) カラフトクロウリハムシモドキに對する食餌植物と其の抵抗力並應用に関する調査試験
- (三) ダイコンバへ寄生蜂の生態並其の繁殖利用に関する調査試験
- (四) 甜菜害虫及益虫の種類、生態並其の綜合的防除法に関する調査試験
- (五) 夜盗虫の種類、生態並防除法に関する調査試験
- (六) 一般害虫の種類及分布に関する基本調査

第三科

本科は樺太の農業に對する化學的研究部門にして、本島各種土壤の成因分布並理化學的組成性狀に関する事項、各種土壤の農業的利用價值及び其の改良法に関する事項、各種土壤に於ける作物に對する施肥法に関する事項、島産農産物の組成分に關する事項及び島産主要農産物の加工利用法、創案改良に關する事項等を掌る。既往に於ける檢索の結果に基き闡明せられたる成績中其の主なる項目を擧ぐれば左の如し。

一、土壤に関する事項

- (一) 本島土壤の成因性狀に関する調査試験
- (二) 樺太ポドゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類區分廣域に関する調査
- (三) 褪化ポドゾルの礦質酸性土壤の改良利用に関する調査試験
- (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の改良利用に関する調査試験
- (五) 甜菜栽培適地並に其の土性調査

二、肥料に関する事項

- (一) 三要素試験(加里、窒素、磷酸)

- (一) 石灰適量査定試験
- (二) 既肥適量査定試験

三、農産物分析加工に関する事項

- (一) 農産物の組成成分に関する試験
- (二) 農産物加工利用試験

尙昭和五年度に於ける試験項目を列挙すれば左の如し。

- 一、樺太ポドゾル系土壤細密調査
- 二、樺太ポドゾル系土壤中存在する不毛性土壤の一たる所謂「ハンノキワラ跡地土壤」の性状並に改良利用に関する調査試験
- 三、樺太ポドゾル系土壤の一たる河流横溢土標式土壤に於ける地力減耗率の査定試験
- 四、樺太ポドゾル系土壤の一たる洪積厚生ポドゾル標式土壤のA B兩層土に對する三要素と、その適量査定に関する試験
- 五、島産主要農産物の組成成分に関する調査試験
- 六、農産物の冷凍作用によりて受くる理化學的變化に関する研究並之に基く、冷凍乾燥法による特殊加工利用法の創案改良に関する調査試験

第四科

本科は主として醸造に関する事項を研究する部門にして、島産酒類及醬油の品質向上を圖らんが爲當業者の醸造に関する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派し適當なる醸造方法の實地指導を爲すものとす。其の昭和五年度に於ける事業の項目を舉れば左の如し。

- 一、醸造及醗酵に関する調査及試験
- 二、酒類酒精及其の材料品の分析及鑑定
- 三、酒類及醬油醸造の實地指導

第二款 畜産部

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ其の事業の分掌左の如し。

第一科

本科は主として牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理及衛生に関する事項、牛馬の生産物處理に関する事項、種牡牛馬の貸付及種付に関する事項、飼料作物の耕作及經營に関する事項並實習生の養成に関する事項等を掌る其の昭和五年度に於ける主なる事業項目の概要を列記すれば左の如し。

- 一、牛馬に関する試験調査

- (一) 乳牛の經濟的試験調査
 - (二) 乳用種牡犢の經濟的飼育試験
 - (三) 牡牛馬の最適受胎時決定試験
 - (四) 紫外線の妊牛並其の胎兒に及ぼす影響試験
 - (五) 牛馬寄生蟲に關する調査
- 二、飼料作物の耕作經營試験調査
- (一) エンシレージの生産費に關する試験調査
 - (二) 牧草地の更新期に關する試験調査
 - (三) 經營上より見たる一番刈法及二番刈法の比較試験調査
- 三、種牛馬の生産及貸付
- (一) 種牛馬の生産
 - (二) 種牡牛馬の貸付
 - (三) 種牛馬の更新並補充
- 四、飼料作物の耕作
- (一) 飼料作物の生産

- (二) 牧草地の更新並土地開墾
- 五、畜産の實務を練習せしむる爲實習生の養成

第二科

本科は主として豚、緬羊、家兎、養狐其の他の毛皮動物並家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に關する事項、豚、緬羊、家兎、養狐其の他毛皮動物並家禽の生産物に關する事項、種豚、種緬羊、種兎、種狐、種禽、種卵の配付、貸付及種付に關する事項等を掌る。今其の昭和五年度に於ける事業の概目を擧ぐれば次の如し。

- 一、養狐に關する試験
- (一) 在來種及加奈陀種の雜種蕃殖に依る種狐改良に關する試験
 - (二) 飼料配合の仔狐の發育に及ぼす影響試験
- 二、鶏に關する試験
- (一) 紫外線の雛の發育に及ぼす影響試験
 - (二) 紫外線の孵化に及ぼす影響試験
 - (三) 紫外線又は肝油の融雪期に多發する鶏の疾病に及ぼす影響試験
- 三、小家畜並毛皮動物の寄生蟲に關する調査

四、小家畜並毛皮動物の生産及配付

- (一) 種豚の生産及配付
- (二) 種狐の生産及配付
- (三) 種鶏並種卵の生産及配付
- (四) 種羊の生産及配付
- (五) 種豚及種鶏の更新並補充

第三科

本科は主として家畜家禽の飼料及畜産物の化學的研究に關する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に關する事項を掌る。昭和四年本所の創立と共にその試験研究を開始したるを以て、業程概ね未だ半に屬す。昭和五年度に於ける事業の概目を舉ぐれば左の如し。

一、鳥産飼料の成分に關する試験

- (一) 鳥産飼料の組成分量試験
- (二) 收穫時期の早晚に依る乾草の成分に關する試験
- (三) エンシレージの成分に關する試験

二、鳥産牛乳の成分に關する試験

- (一) 青草期及枯草期に於ける牛乳の乳質に關する試験
- (二) 凍結乳の性状復歸に關する試験

三、牛酪製造法改良試験

- (一) 乳酸菌檢索利用試験
- (二) 鳥産牛酪の成分に關する試験
- (三) ハンドウオーキングに關する試験

四、鳥産生肉の成分並加工に關する試験

- (一) 鳥産牛豚肉の組成分調査試験
- (二) 豚肉加工試験

第三款 林業部

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科、第三科に分擔執掌す。左にその概要を述べべし。

第一科

本科は専ら無立木地に於ける森林の造成法並天然更新法及森林害獸に對する保護防禦法に關する試験事項を掌る。昭和五年度に於ける主なる事業項目左の如し。

- 一、とどまつ、えぞまつ、ぐひまつ、獨逸たうひ、支那あかまつ、信州産あかまつ及しらかば播種造林

試験

- 二、信州からまつ、朝鮮からまつ、ぐひまつ、獨逸たうひ植樹造林試験
- 三、とどまつ、えぞまつ及ぐひまつ、子苗凍害防除試験
- 四、とどまつ、えぞまつ、天然林林型調査
- 五、とどまつ、えぞまつ、天然林内氣象觀測調査
- 六、天然更新法試験
- 七、本島森林昆虫分布調査
- 八、きくひむし類の發生と森林狀況との關係調査
- 九、えぞまつ、加害きくひむし類の種類竝之が生態調査

第二科

本科は木材の理學的性質、木材の處理保存竝利用及林産物の製造分析竝鑑定に關する事項等主として森林主副産物の利用に關する試験研究事項を分掌す。昭和五年度に於ける試験研究事項概目左の如し。

- 一、樺太産とどまつ材の物理的性質に關する試験
- 二、樺太産とどまつ材の機械的性質に關する試験
- 三、樺太産えぞまつ及とどまつ材の解剖的研究

四、樹皮枝條の化學成分の利用法に關する研究

五、針葉樹廢材竝未利用潤葉樹材の製炭試験

六、松茸の培養と山葵の栽培に關する試験

第三科

本科は森林の施業法に關する試験研究、林木の生長竝材積の算定法に關する調査試験及試験林の管理經營に關する事項を掌る。昭和五年度に於ける試験研究事業左の如し。

森林施業法竝林木の生長、材積算定法に關する調査試験

一、丸太檢收法比較調査竝換算率調査

二、伐根調査

三、本島主要林木の生長調査

而して保呂試験林の經營管理に關しては、試験林施業案編成の基本調査たる試験林周圍測量及地勢竝地形調査を行ひ、且つ林内道路網完成、防火設備の設置竝に防火宣傳等一段の力を注ぎ、その管理經營上遺憾なきを期したり。

第四款 水産部

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば左の如し。

第一科

本科に於ては淡鹹水棲生物の形態及生態、海洋、漁場等に関する調査を分掌するものにして、昭和五年度の施行事業の概要を列記すれば次の如し。

- 一、ニシンの種族及之が習性並生活史に関する調査
- 二、タラバカニの習性並生活史に関する調査
- 三、マスの種族並習性生活史に関する調査
- 四、サケの種族並習性生活史に関する調査
- 五、タラの種族並之が習性生活史に関する調査
- 六、スケトウタラの種族並之が習性生活史に関する調査
- 七、海藻の種類及之が分布状況に関する調査
- 八、イタニソウの習性並生活史に関する調査
- 九、海洋に於ける水温及比重の分布状況並海流の消長に関する調査
- 一〇、浅海漁場に関する調査
- 一一、湖沼に関する調査

第二科

本科に於ては漁法、漁具、漁船に関する試験調査並水産科實習生の養成に関する事項を分掌するものにして昭和五年度の事業概目を記述すること左の如し。

- 一、タラ漁業に関する経済試験
- 二、スケトウタラの漁業に関する経済試験
- 三、コウナゴ漁業に関する経済試験
- 四、本島に饅産する針葉樹皮及葉、川柳樹皮、ツンドラ並泥炭を原料とする漁網染料の抽出施染並效力比較試験
- 五、水産に関する實務を練習せしむる爲實習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化学的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良並水産に関する物料の分析及鑑定に関する事項を分掌するものにして今昭和五年度の事業概要を列挙すれば左の如し。

- 一、本島近海産魚介藻類の簡易製造利用に関する試験
- 二、ニシンの食料化に関する試験
- 三、タラ、スケトウタラの凍乾品製造に関する試験
- 四、寒冷なる本島の気温を利用する製塩に関する試験

第四科

本科に於ては淡鹹兩水棲生物の増殖保護に関する試験調査及種卵の配付に関する事項を分掌す。昭和五年度の事業要項を擧ぐれば次の如し。

- 一、タラバカニの抱卵、人工飼育に関する試験
- 二、カレイの人工孵化に関する試験
- 三、ニシンの人工孵化に関する試験
- 四、サケの人工孵化に関する試験
- 五、製紙竝木材「パルプ」製造工場排液の魚介藻類の生活に及ぼす影響調査
- 六、サケ稚魚の河川降下時に於ける木材流送の被害に関する調査

第五款 宇遠泊農事試験支所

本支所は主として本所在地と其の自然要素を異にせる本島西海岸地方に於ける種藝園藝に関する調査試験を擔當し、當該地方に於ける適作物の査定竝品種改良に関する事項、各種主要農作物の耕種法に関する研究、農事氣象に関する事項等を掌り、尙其他種子、種苗種、卵の配付をも行ひつゝ、あり。



(社會式採紙製土富)

場 工 取 知

第十三章 商 工 業

第一節 商 業

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一擱千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し著實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつつありしが、明治四十二年三月大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡港の開港を見、尙港灣の築港、鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつつあり。

豊原町は鐵道本線と眞線の分岐點に當り交通の中心として將來の發展を期し、大泊町は本島の玄關、物資の吞吐港として益々發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず、大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地にして市況頗る殷盛なり。

其他西海岸に在りては本斗、野田、泊居、惠須取、東海岸に在りては、落合、榮濱、元泊、知取、敷香等あり。夫々特殊の使命を有し、内部の開拓交通の普及と相俟て漸次發展しつつあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的とする大會社の設立せられるもの多きを加ふる傾向を示せり。

三盆白	一斤	〇、三	半紙(改良)	一	〇、一〇
黄双	同	〇、三〇	石鹼(花王)	一	〇、一八
薪(落葉松)	一十數	三、八〇	根角材	一	四、三〇
木炭	一十貫	〇、八五	根四分板	一	一、三〇
白絞油	一升	〇、五五	根六分板	同	一、五五

勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを觀たるが、大正九年三月の財界の變動を大轉機として内地事業界は停頓し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受けて、樺太に於ても内地と同步調をとり年々低落の傾向を示しつあり。

各種勞働賃銀表(日給) (昭和六年四月)

職業別	町村	豊原	大泊本	斗真岡	泊居元	泊數	香
大工	二、七〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇
左官	三、三〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇
石工	四、〇〇	三、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇
家根職(葎茸)	三、三〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇
煉瓦積職	三、三〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	三、〇〇

職業別	豊原	大泊本	斗真岡	泊居元	泊數	香
疊物建築具職	二、六〇	二、四〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
指物建築具職	二、三〇	二、〇〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
經師(男)職	二、七〇	一、五〇	二、五〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇
日傭人夫(男)職	一、六〇	一、一〇	二、〇〇	一、二五	一、五〇	一、〇〇
西洋洗濯職	一、〇〇	一、一〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	一、〇〇
靴下駄職	二、三〇	一、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	一、〇〇
裁縫(和)(女)職	一、三〇	一、五〇	一、五〇	二、〇〇	一、一〇	二、〇〇
裁縫(洋)職	二、三〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
馬具職	二、八〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
車輻製造職	二、七〇	一、三〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
船大製造職	二、〇〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
菓子製造職	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇
製材工(男)職	一、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	一、八五	一、〇〇	一、〇〇
鋳力職	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、七〇
清酒製造職	三、六〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
醬油製造職	二、八〇	二、〇〇	二、〇〇	一、五〇	一、〇〇	一、〇〇
活版植字職	二、五〇	一、八〇	二、〇〇	一、五〇	一、〇〇	一、〇〇
鍛冶職	二、三〇	一、五〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

職 業	物 職		夫 職		男 (月給)		女 (月給)	
	下	下	下	下	下	下	下	下
鑛	二、六〇	—	—	—	—	—	—	—
漁	—	—	—	—	—	—	—	—
下	—	—	—	—	—	—	—	—
下	—	—	—	—	—	—	—	—
男 (月給)	二、二〇	一、五〇	二、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	二、〇〇
女 (月給)	二、〇〇	一、五〇	一、〇〇	〇、〇〇	一、五〇	一、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇

第二節 工業

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く金利亦内地に比し五朱方の高率を示し其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和四年に於ける各種生産物總額一億五百八十三萬千八百八十九圓中、工産物は六千二百八十五萬三千七百七十三圓にして其約五割九分を占め、之を十年前の大正七年の生産總額三千七百五十六萬九千三百六十六圓中、工産物一千七百九十八萬七千八百四十二圓に對比すれば相當の成績を舉げたるものと云はざるべからず。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する我が樺太に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本の勞力の缺亡に歸せざるべからず。最近我が樺太の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。我が富有なる天産物を如何に利用すべきかに就ては領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘して調

査研究を爲したるが、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油製造、樟腦製造、木材乾留、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、一方明治四十四年に豊原に乾留工場を設け潤葉樹材を乾留して醋酸、石灰、木精及木タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場を起して其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下けて之を經營せしめたるが大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年以降一時閉鎖するの止むなきに至れり。針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。

又一方臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接に或は間接に其の助成に努めたる結果漸次發達し遂に今日の進境を開き、尙將來資本並に勞力の移入と相俟つて益々堅實なる發展を爲すべし。

一、バルブ

樺太林木の利用に就てバルブ製造を最も得策となし工場設置個所を豫定し之が奨励に努めたりしも當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振にして、且つ樺太の事情の未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏、冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件、特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次

具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、努力の供給の方法立ちたるを以て、大正二年始めて大泊に王子製紙株式會社の工場創設せられ、次で泊居に樺太工業株式會社工場の設置を見、何れも大正四年より操業を開始し漸次好況に向ひたりしが、時恰も歐洲大戰に際會しバルブの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、茲に形勢一變し、工場増設の氣運を醸成してより次第に發展し現在八工場年製産額バルブ十八萬八千噸、製紙三億七百萬噸、價格五千五百萬圓に及び之が所要資材約四百十萬石を要し、現時本邦バルブ資材の大半を供給する狀況にあり。既設工場の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を爲すべし。

名	稱	所在地	資本金	設立年月
王子製紙株式會社	大泊工場	大泊町	六五、九六、六五圓	大正三年十二月
	豊原工場	豊原町		大正六年一月
	野田工場	野田町		大正十年十一月
樺太工業株式會社	泊居工場	泊居町	七、〇〇〇萬圓	大正二年十二月
	眞岡工場	眞岡町		同右
	惠須取工場	惠須取町		大正八年十一月
富士製紙株式會社	惠須取工場	惠須取町	七、七〇〇萬圓	大正十四年十一月

落合工場	知取工場	落合町	知取町	大正六年四月
				昭和元年九月

昭和五年末に於ける各工場の概況を示せば次の如し

會社名	工場名	開始年月	製品種類	生産能力	消費高材	生産高	價格
王子製紙株式會社	大泊工場	大正三、三	バルブ	一三、〇〇〇	一八、五〇四	一六、二四〇	二、〇九四、九六〇
	豊原工場	六、一	バルブ	七二、〇〇〇	五九六、四二六	四、〇〇、六三九	五、六一三、四六一
	野田工場	一〇、二	バルブ	一五、〇〇〇	二八四、四三三	一七九、三三〇	二、八四、三三〇
樺太工業株式會社	眞岡工場	八、二	模造紙、印刷紙、包紙	二四、三〇〇	四三八、五四四	五〇、一七〇、〇一八	六、二七、四七三
	泊居工場	四、九	バルブ	三三、五〇〇	五八六、一五五	三九、三二七	五、七〇三、七四二
	惠須取工場	二、二	バルブ	一〇、九、七〇〇	六五〇、〇〇〇	九五、九三六、九〇〇	八、八三六、二六四

計	富士製紙	落合工場	〃	サルファイト	五四、〇〇〇	九四一、三五五	六〇、三三三	一三、九二一、四六七
	株式會社	知取工場	〃	クラフト紙	七三、五〇〇	六三三、七九四	五九、〇〇九	九、六一、八五四
八工場				新開紙	四一、三六〇	六三、七九四	九、九七七	九、六一、八五四
				マニラポール	三〇、〇〇〇	一八八、二四三	一、三三三	一、三三三、七五五
					三〇、〇〇〇	一八八、二四三	一、三三三	一、三三三、七五五

二、醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に基因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料水の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進地に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むることを得たり。

新なる植民地に加ふるに亘寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加し現在醸造場五十餘を有するに至れり。本島開發進展竝に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質昂上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝある現況なり。

今過去六年間に於ける製造高及移入高を示せば左の如し。

酒造年度	種別	酒造高	移入酒高
大正十三	酒造年度	三七、八七五	一一、八三二
大正十四	酒造年度	四一、〇一八	一一、八六八
昭和元	酒造年度	四〇、三五三	一〇、九六〇
昭和二	酒造年度	三六、五〇九	一〇、八四七
昭和三	酒造年度	四四、一六三	一四、一三三
昭和四	酒造年度	五五、一三三	一三、二七七

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料の合計を掲上せり。

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

三、罐詰業

本島に於ける罐詰業（主に蟹罐詰）は明治四十二年以來事業勃興し、大正六年度には工場數百十一、製産額十三萬六千八百八十四圓、三百三十七萬五千五百五十八圓に達したるが蟹は濫獲の結果次第に其の量を減じたるを以て、大正九年蟹罐詰工場の間合を行はしめ工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果、工場數三十八、製産額二萬八千五百七十七圓、百四十五萬八千圓に激減し、大正十一年には工場數更に減じて十四となり、大正十四年には工場數十六、製産額二萬二千七百七十二圓、八十八萬二千七百九十七圓、昭和元年に

は工場数十八、製産額二萬四千五百三十五圓、六十六萬三千四百圓となり、漸次減少し來れり。然るに昭和二年には工場数二十、製産額三萬五百十八圓、百二萬九千七百六十八圓に激増し、昭和三年工場数十一、製産額一萬四千三百二十七圓、二十五萬六千四百三十九圓に激減し、昭和四年工場数十七、製産額六萬四千三百二十二圓、百四十七萬九千九百六十九圓に激増、次で昭和五年には工場数二十三、製産額六萬四千六百二十七圓、百六十二萬六千九百五十五圓に増加せり。

其の他罇罐詰の六萬二千二百九十圓、價額四十一萬八千八百八十二圓及鯨罐詰八千九百七十圓、六萬七千二百七十五圓をはじめ、鮭、鯖、白魚、雲丹等の罐詰業行はれ總製産額十三萬六千五百四圓、價額二百一十一萬九千九百二十五圓を算す。

四、其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸数二百八十八、製産額四萬四千四百四十一圓に達したり。然るに漸次不況となり大正十三年末には製造戸数は四百七十三に漸減せるも製産額は七千二百十五圓に激増し、僅かに産業誌に片影を止むるに過ぎざるの状態なりしも、昭和四年に於ては製造戸数三百一、製産額一萬三千七百二十一圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し之に補助金を交付し、漸次發展しつつあるも未だ盛なりと稱するの域に達せず。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充當するに過ぎず。要するに本島の工業はバルブ及一部水産製造品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第三節 貿易

本島の貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基づく民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に本島製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受けて一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び、次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。最近五年間の貿易表次の如し。

貿易總表

年次	外國貿易	内地貿易	總額
大正十四年	一、三六五、四六四	八三、七六一、五六六	八五、一三七、〇二八
昭和元年	九八九、五二六	九八、七〇六、五九〇	九九、六六六、一一六
昭和二年	七五五、一三五	九〇、一九三、六三三	九〇、九四八、七五七
昭和三年	九三七、七二〇	九六、九五〇、三八〇	九七、八八八、〇九〇

昭和四年

二、〇四三、六五三

一〇三、〇三四、六三一

一〇五、〇七七、二八三

内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、其の總額一億圓を突破するに至れり。最近五ヶ年間の貿易表を掲ぐれば左の如し。

年次	總額	移出	移入	移出超過
大正十四年	八三、七六一、五六 ^円	四一、四三七、七九 ^円	四〇、三三三、八四 ^円	△ 八六、二三八
昭和元年	九八、七〇六、五九〇	四七、六〇七、九三六	五二、〇九八、六六四	△ 三、四〇〇、七三八
昭和二年	九〇、一九三、六三三	四八、七四〇、三八三	四二、四五三、二四〇	△ 七、二八七、一四三
昭和三年	九六、九五〇、三六〇	五〇、九五五、三三九	四六、〇三五、〇五一	△ 四、八八〇、二七八
昭和四年	一〇三、〇三四、六三一	五六、三三八、七五三	四六、六四五、八七九	△ 九、七四三、八七三
昭和五年	八三、三三三、三五四	四六、八〇〇、九九三	三五、三三八、三六三	△ 一一、四八二、六三〇

備考 △は移入超過なり

今昭和五年に於ける移入品の主なるものを舉ぐれば左の如し。

- 移入 米、布綿類、石炭、石油、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、醬油、味噌等。
- 移出 バルブ、木材、製紙、海産肥料、鹽鮭、鹽鱒、鹽鱈、干鰯、干鱈、鱈、魚油、昆布等。

外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二月に開港を見たり。貿易先は最初殆ど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正八年以降朝鮮貿易は杜絶し、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至りしが更に大正十五年以來西班牙、埃及を加へたり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒、鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出十萬六千八百九圓、輸入三十萬七千九百七十九圓、計四十一萬四千七百八十八圓を算したり。爾來漸次減退し大正六年最も不振を極め輸出入合計六萬八千五百九十九圓に過ぎず。然るに翌大正七年より再び漸増し大正九年に至り俄然輸出激増し、翌大正十年には尙増加して輸出八十七萬九千八百二十八圓、輸入四萬四千七百二十五圓、計九十二萬四千五百五十三圓を示したり。越えて大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し減少せるが大正十四年には著しく輸入増加し、貿易總額は始めて百三十六萬圓を越ゆるに至れり。其の後輸出入三度不振となりしも、昭和三年には貿易總額九十三萬七千圓に達し幾分好況を呈するに至りしが越えて昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し始めて輸出超過を見るに至れり尙最近數年間に於ける貿易の消長を示せば左の如し。

區別	大正十四年		昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
ソウイエト聯邦	29,843	25,443	34,452	2,622	2,055	1,599	5,962	54,553				
北樺太沿海州	579	7,000	74,577	8,753	27,278	3,328	1,782					
天津	7,000	25,092	19,456	334,139	259,135	82,075	98,708	1,739,906				
秦皇島	1,907	35,991	38,866	26,978	259,135	208,748	91,276					
關東洲	77,724	364,430	383,866	450,490	472,228	100,008						
英國												
米國												
獨逸												
西班牙												
埃及												
白蘭												
蘭領印土												
其他國												
合計	1,332,227	34,452	966,944	2,622	78,783	738,503	719,245	347,528				
輸出	1,332,227	34,452	966,944	2,622	78,783	738,503	719,245	347,528				
輸入	1,332,227	34,452	966,944	2,622	78,783	738,503	719,245	347,528				
超過	1,332,227	34,452	966,944	2,622	78,783	738,503	719,245	347,528				

輸出貿易は多くは北樺太及沿海州其他東部露領亞細亞を販路とするを以て盛衰は其の地方の經濟狀

況に左右せられ、大正九年以後尼港事件に依る北樺太の保障占領に依り同地方への輸出激増せるが、大正十一年同地方の金融逼迫し經濟不況に陥るや曩に輸出せる物品も却て逆輸入の情勢を呈し爾來不振の狀態を持續せり。大正十四年輸入の頓に激増せるは、英、米、獨等より製紙機械類其他の輸入ありたるものにして、前年に比し昭和三年に於ける輸出額の増加を示したるは中華民國山東地方に木材類の輸出を見たるに依る。尙右表の示す如く昭和四年に於て累年輸入超過の前例を覆し初めて輸出超過を見るに至りしは同年六月より仲介取引を排し取引各地と直接貿易を爲すに至りしと、當業者の不斷の努力の結果中華民國方面に製紙並に木材の好販路を獲得せる爲めにして同五年に於ける輸出超過の主因は印刷用紙の中華民國への輸出激増せるに因る。今最近に於ける輸出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 輸出 製紙及木材
- 輸入 機械類、石炭、燕麥、鹽、鹽鱈、鹽鮭

第四節 商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、眞岡には従前より商業會議所類似の私設團體ありて専ら商工業の向上發展に努め、公設商業會議所の權限に屬する事務を掌理し來り其の効績尠からざりしと雖も、法令に依據せるものあらざるを以て事業遂行上常に不便不利尠からざりき。然るに大正十一年九月に至り商業會議所法を施行せられたるを以て同時に廳令を以て商業會議所法施行規則及商業會議所議員選舉規則を公

布したり。因つて前記三團體は之を解散し、新に商業會議所法に據り正規の手續を経て茲に其の設立を見るに至りしが昭和三年一月商業會議所法を施行の結果商工業會議所と改稱せらる。昭和五年二月には更に知取商工業會議所の設立を見たり。

爾來銳意新興地に於ける斯業發達の爲め活動しつゝあり。今其の概況を擧ぐれば左の如し。

區別	成立年月日	議 員	
		定 數	現 在 定 數
豐原商工業會議所	大正十二年三月二十日	〇	〇
大泊商工業會議所	大正十一年九月二十八日	〇	〇
眞岡商工業會議所	大正十二年二月十六日	〇	〇
知取商工業會議所	昭和五年二月十九日	〇	〇

各商工業會議所の經費を擧ぐれば左の如し。

年 度	豐原商工業會議所		大泊商工業會議所		眞岡商工業會議所		知取商工業會議所	
	收 入	支 出	收 入	支 出	收 入	支 出	收 入	支 出
昭和元年	一〇、五九八・五五	一〇、五九八・五五	一六、五三三・〇〇	一六、五三三・〇〇	一四、六六八・九四	一四、六六八・九四		
昭和二年	一〇、五九五・〇〇	一〇、五九五・〇〇	一六、六七〇・〇〇	一六、六七〇・〇〇	一三、八三五・〇〇	一三、八三五・〇〇		
昭和三年	一一、〇七三・九八	一一、〇二一・八三	二九、六五三・三三	二九、五二六・二八	一〇、五七三・六八	九、八五九・三九		

備考 昭和元年度二年度及五年度は豫算額を示す

第五節 度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年遂に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に之を使用するに至り其他漸を逐ふて之を採用しつゝある。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は樺太廳

第十四章 警察

第一節 總說

第一款 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設けて警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與して警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部とし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長とせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正して第三部を警察部とし警務長を警察部長に改めたり。
大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離して管内須要の地に警察署及警察分署を設置

し、専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

第二款 警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且つ住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェト聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和五年末に於て巡查一人當り七百五十七人にして内地に比し何等濶ることなきも、住民の移動性、受持區域の尨大、交通の不便及警察連絡機關の缺如等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの實況に在り。目下其の改善充實に鋭意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課、特別高等警察課及警察官練習所の五課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二四、巡查派出所一三、巡查駐在所五六を置く。其の配置定員及人口並面積等を擧ぐれば左の如し。

警察區劃表

警察

名	稱	位	置	管	轄	區	域
大泊	警察署	大泊	町	大泊郡、長濱郡、富内郡			
留多	警察署	留多	町	留多加郡			
豐原	警察署	豐原	町	豐原郡			
落合	警察署	落合	町	榮濱郡			
元泊	警察署	元泊	村	元泊郡 (知取町ヲ除ク)			
知取	警察署	知取	町	元泊郡ノ内知取町			
敷香	警察署	敷香	町	敷香郡、散江郡			
本斗	警察署	本斗	町	本斗郡			
真岡	警察署	真岡	町	真岡郡			
野田	警察署	野田	町	野田郡			
泊居	警察署	泊居	町	泊居郡、久春内郡			
惠須	警察署	惠須	町	鵜城郡、名好郡			

警察職員及巡查と人口竝面積表 (昭和五年末)

部	署	判		巡	管	管	巡	
		任	以				査	轄
部	署	警	部	査	轄	管	積	人
練	警	警	部	定	轄	轄	一	當
習	察	察	補	員	面	人	人	口
所	官	課	部	員	積	口	口	口
官	課	課	部	員	積	口	口	口
所	課	課	部	員	積	口	口	口
豐原	警察署			1	2,034	2,757	4,677	860
落合	警察署			1	2,757	3,270	1,094	663
元泊	警察署			1	1,118	7,076	1,762	590
知取	警察署			1	1,003	1,758	3,850	677
敷香	警察署			1	2,346	2,039	9,951	1,564
大泊	警察署			1	3,254	4,944	7,008	790
豐原	警察署			1	2,034	2,757	4,677	860
落合	警察署			1	2,757	3,270	1,094	663
元泊	警察署			1	1,118	7,076	1,762	590
知取	警察署			1	1,003	1,758	3,850	677
敷香	警察署			1	2,346	2,039	9,951	1,564
大泊	警察署			1	3,254	4,944	7,008	790

留多加警察署	本斗警察署	眞岡警察署	野田警察署	泊居警察署	惠須取警察署	合計
△	△	△	△	△	△	△
二	二	二	二	二	二	二
一、六七・六〇〇	一、五六・五八〇	一、六六・四〇〇	七九三・四一〇	一、七七・三〇〇	一、一五・七〇〇	三、〇八・九六〇
一七、七三三	一七、四〇五	三〇、五九五	一〇、七八二	二〇、五三七	二二、九〇八	二七、八九三
七六、九三四	六三、六五四	四三、四三三	四九、五八八	六三、四三三	四六、〇六一	九八、〇六六
八四四	六九六	七六五	六七四	七三三	二、一七三	七五七

備考
 ×ハ兼務職員
 ○ハ森林專務巡查
 △ハ國境警備及思想取締巡查

第三款 警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術

實務を教授し併せて警察官吏の品性の陶冶、人格の鍛練を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現官現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、智識の普及向上並素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

第一款 保安警察

一、工場

管下に於ける工場總數は二八二、使用職工數は五、九二七名にして工場數の最も多きは鐵工場の九〇にして、製材工場六七、蹄鐵工場三八、綿打工場一六之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるは、バルブ工場にして其の數八、使用職工數四、三四二名にして本島職工數の七割強を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滿なる發達を保護する爲隨時吏員を派し之が取締を爲しつゝありて勞働爭議等は從來絶無の状態なり。

二、原動機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場、罐詰工場等に使用せられ、其總使用馬力六、二七七、二二五、機關數二一〇、動力機二二八、電動機一四七を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみを適用したるを二馬力以上の原動機並同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し、以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

三、勞働者

鐵道の新設、港灣、船漕の築造、道路の開鑿其の他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、勞働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。然るに土木、林業等に要する勞働者は其の季節的なるにより、需給上之が補給を島外に求むるの實情にあり。然るに之等勞働者中には浮浪の徒多く、隨所に事故を惹起

するの事例多かりしのみならず、不正事業者が所謂監獄部屋なる制度を設け勞働者を酷使するの風聞あり。曩に制定したる勞働者募集取締規則並勞務者使用取締規則の一部を改正すると共に、請負營業取締規則を制定し以て不良勞働者及不正事業者の排除に努め、眞摯なる勞働者及優良なる事業者の保護に盡力し、一意此種犯行の防止に意を用ひたる結果、近來違反事件は著しく減少せり。昭和五年中土工夫に關する犯罪事件にして刑事訴追を受けたるもの土工數三、九三〇餘人に對し五一一名にして犯罪防止の實績を見るに足れり。

林業、鑛業、工業等に從事する勞働者は使用者との協調至極圓滑にして、些の問題を惹起したるの事例なし。

因に昭和五年中、勞働者募集數は内地より招來せるもの五、一七一人、島内にて募集せるもの二五、三一三人、計三〇、四八四人なり。

四、危險物取締

本島に於ける危險物の主なるものは銃砲、火藥類なり。之が取締に關しては其の依るべき取締法規に不備の點多く、取締上不便尠からざるに鑑み、目下之が取締廳令案の制定につき考慮中にして、近く其の公布を見るに至るべく、之が施行の曉には大なる效果あるを信ず。昭和五年中に於ける火藥類消費量は火藥一、九五二貫、爆藥一三三、九一一貫、雷管八三四、四七五個、導火線二、〇八二、六七〇尺なり。

五、建物火災

本島は氣候の關係上、火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く、従つて火災率多きに上れり。依て曩には煙筒取締規則を制定し、昭和二年四月より豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田の各市街地には屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締並に防火建築の實行を徹底すると共にボスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し、警火思想の普及宣傳に努め、其の他消防組頭會議を開催し、防火諸計畫の實行を促し居れり。昭和五年中に於ける火災度数は一七一、燒火家屋二三〇戸、二〇六棟、損害八〇九、九七一圓、死者二名、負傷者二名にしてストーヴ煙筒に因るもの最も多く、ストーヴ飛火之に次ぎ十二月乃至五月の候に最も多し。

六、林野火災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時期に一度火を發せば數日に亘り延燒し、一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災は之を未然に防止するを必要とし次の方法に依り取締並豫防宣傳に努め居れり。

- 一、林野火入取締規則を制定し火入の取締を勵行す。
- 二、融雪乾燥期に入るや各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、林野火災警防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。

四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。

五、ボスターの配付、活動寫眞の映寫並講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

昭和五年は例年に比し山火の發生少く、其の發生度数は一〇二回、燒失面積一九、四九五町歩、損害二六六、五六一圓なり。原因は煙草吸殻最も多く火入、焚火の不始末之に次ぎ、五月及七月最も多く發生せり。

七、消防

本島の消防組は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、町村費用を以て常備せるものにして一町村消防組の制を執り、現在三十九組、組員五、八六一名あり。自動車ポンプ二二、蒸氣ポンプ四、瓦斯倫ボンプ六一、腕用ポンプ一五二、水管車九七ありて、之が防備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達に努力せり。

尙組員の救濟並表彰に依り士氣を振興し、一面消防組の發達を促進するを目的とし、大正九年設立せられたる樺太消防義會は六千六百餘名の會員と二萬六千餘圓の基金を有し、新聞の發行、圖書の講讀、消防講習の開催、島外各廳府縣の視察、火防劇の後援等近時著しく事業發展し、其の成績見るべきものあり。昭和五年度の主なる事業を擧ぐれば次の如し。

組員の共濟二十九件、表彰一五四件、消防組頭會議一回、本部開催消防講習一回、殉難消防組員招魂祭

一回、消防義會報の發行(毎回三千二百部)

八、水難救濟會

帝國水難救濟會は大正八年樺太に設置以來逐年其の基礎を強固にし、現在會員總數六、八五五名、募集金額一七九、三四三圓に達し、救難所二十五、支所二の開設を見、職員總數一、六四九名にして、本島海難救濟事業に努力し居れり。

昭和四年六月には畏くも 總裁伏見宮殿下の御來島を仰ぎ樺太支部の發會式を擧げたり。

開設以來昭和五年末迄の救助回数一四〇回、救助船數一九三隻、救助人員一、二六四人、救助船體及貨物價格一、八〇四、四〇七圓に上り益々發展の域に進みつゝあり。

第二款 風俗警察

新興地の弊として動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせり。昭和五年末現在料理店六〇一、飯食店九八一、藝妓八、八四名、酌婦一、三一九名、貸座敷三三三、娼妓一七六名なり。

第三款 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ、事故亦逐次増加の傾向あるを以て、海上

衝突豫防法、出入船舶出規則、艇船及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し、事故防遏に努力せり。昭和五年中に於ける海難罹災船舶は汽船一四、發動機船二七、磯船四、漁船一、六九七、その他二五計一、七六七、死者一九七、負傷者二、噸數二八、六二七、損害七四五、二八三圓なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ、輾近各種交通機關漸次發達し、殊に自動車は各地に普及し、年と共に其の數を増加し、昭和五年中其の車輛に於て四十餘輛の増加を示せり。而して自動車運輸營業者の簇出は、延いて同業者間に相當激甚なる競争を來し、因つて生ずる弊害亦尠からず。依て現今其の路線に於ける交通の状態を參酌して之等弊害を防止し、賃金の統一、車輛の改良を圖りつゝあり。

自動車運輸營業一七四、運轉手二七〇、昭和五年末現在自動車三三四、自轉車六、六七二、荷馬車三、四三九、人力車二五、客馬車二五五、馬橋四、四〇八、犬橋六七三、馴鹿橋一三〇あり。

第四款 營業警察

警察取締を要する營業者は輾近異常の増加を來せるも、其の主要町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一擱千金を夢想し蟬集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、毎月二回以上警察官吏をして監査せしめ、各種取締規則を勵行してより爾來堅實なる發展を爲しつゝあり。昭和五年末現在旅人宿七三八、質屋二〇二、古物商六六八、湯

屋三五五、乗合馬車二七七、小廻船營業九四、雇人口入業一一〇、劇場三四なり。

第二節 司法警察

近時本島各地に於ける人口の増加と共に各種犯罪者亦年々増加の傾向あり。殊に一時的居住者中には西伯利亞、北樺太及内地方面より蟻集し來る流浪者多く、中には前科者及身元不確實にして本籍氏名等を詐稱する者亦尠からざる狀況にして、其の犯罪の手段方法漸く巧妙を極めつゝあり。内地各府縣の夫に比し殺人、強盜、傷害等殺伐なる犯行殊に多く、窃盜、詐欺其他一般犯罪に於ても本島人口に比例し、犯罪件數の多きこと全國中稀に見る處なり。

昭和五年度に於ける犯罪の狀況を見るに、殺人三三、傷害六三五、強盜一八、窃盜二、四七〇、詐欺一、九〇〇、横領九三一、其他一、四一九、計七、四〇七件に達し、之を大正七年度に於ける犯罪總數僅に一八〇五件に比し、實に五、六〇二件の増加となり、昭和元年度人口千に對し十八なるに昭和五年度に於ては二十七を示せり。

依つて之が豫防並檢舉の完璧を期する爲昭和五年度に於て刑事課を新設し、諸種の施設計畫を樹て其の實績を擧ぐるに努力しつゝあり。



院 醫 原 豐 總 太 樺

第十五章 衛生

生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふるに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従つて交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は醫師二〇六、齒科醫師六二、藥劑師二九、藥局二九あり。人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

衛生營業者 (昭和五年末)

市場	理髮業	清涼飲料水	氷雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	屠夫	汚物掃除
二〇	六五	一四	三五	五	一四	三八	一四	三	二〇

第二節 醫事

第一款 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始めとす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十一年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活して、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止して豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

區別	職員					分科	病室		昭和五年中患者及延人員		
	院長	醫官	醫員	藥局員	書記		普通	傳染	外來	普通	傳染病
眞岡醫院	一	一	四	一	一	内科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、齒科、耳鼻喉科	二六	四	延五、三三八	延一三、五七八	七九〇
大泊醫院	一	二	四	一	八	内科、外科、婦人科、小兒科、眼科、耳鼻喉科	一七	六	延五八、九八五	延九、四四四	一、四四五
豊原醫院	一	四	三	一	七	内科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、齒科、耳鼻喉科	二七	七	延七〇、一四五	延三三、九五延一、八六九	一、〇一五

第二款 公營

管内樞要の地に開業せる醫師に公營を命じ、一定の受持區域を指定して一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在六三名あり。

第三款 醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概ね小規模なり。昭和五年末現在醫師、齒科醫師等左表の通りにして醫師一名に對する人口割合一、六二二名、齒科醫師一名に對する人口割合四、五三九名なり。

醫師	醫師		齒科醫師		產婆		看護婦	鍼灸術
	免許	假免許	免許	假免許	免許	假免許		
一〇	六	四	三	三〇	三	二九	一〇〇	

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり。第六章第二節に於て記述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和五年末に於ける資産一〇三、一五四圓餘を有し、普通病室七室、精神病室六室、患者收容定員普通五〇名、精神病者六名にして、現在收容しつゝあるは町村の委託に依る行旅病人及精神病者並私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し。

年次	區別	收容		人員		延人員
		前年より越	收	院死	年末現在	
昭和元年	昭元年	三六	七	三三	三	九、七四
昭和二年	昭二年	三三	一六	三三	四〇	一一、九四五
昭和三年	昭三年	三三	四	二	三	八、一九〇
昭和四年	昭四年	三三	八三	二	三	一一、二七二
昭和五年	昭五年	三三	五	二八	六	一三、九九三

第四節 藥品

警察部及各警察官署並樺太廳病院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、塩化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヂアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。現在營業者左の如し。

藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
五	元	八五	六	一八	二三	八九	七五

第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海州との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海州浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリツピン諸島方面との航通なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿州方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 徴

娼妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患患者は治療に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和五年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し。

娼妓 藝妓 酌婦	受診延人員	有 病 者				計	有病率
		毒 癩 病	軟性下疳	其他傳染病	計		
八、五五	四、七〇五	四	二二	一三	九六	一三三	〇・〇三
二八、七五八	六、四	一六	二九六	四九	一三三	四八三	〇・〇三
四八、七〇五	六、四	六	六四	七〇	七九	八五九	〇・〇二

第七節 飲料水及氷

第一款 上 水

現に上水道の設備あるは豊原町、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして真岡町及其の他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

第二款 清 涼 飲 料 水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原町、榮濱村、大泊町、真岡町及本斗町にあり。其の水質並製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に就ては賣品の検査を施して不良品の取締を勵行せり。昭和五年中に於ける製造高はラムネ一〇、九〇〇本、サイダー類六四一、七五〇本なり。

第三款 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適す。従つて人工製氷場は大正十四年度より大

泊に一工場の設置を見たるに過ぎず。天然氷は氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和五年中に於ける營業者二五、飲食用氷二、四二一、四九〇疋、雜用氷一、五五五、五五〇疋を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道等に移出を企つるもの續出するの狀況にあり。

第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一個所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき個所に存置しありて、昭和五年末に於ける屠場数は十四個所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員により生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し検印を(所轄警察署に於て)付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及其の他の物品

第一款 牛 乳

牛乳營業者は昭和五年度末現在牛乳搾取營業五一、請賣營業七あり。之が取締に付ては時々各警察署に

於て畜舎検査、取扱場臨検を行ひ尙乳質に付ては警察的牛乳検査法（内務省令）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近時牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せる物を市上販賣する者を未だ發見せず。

第二款 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚類介に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞贋等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

第三款 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其の他飲食物を調理並取扱を業とする者の營業所又は其の調理品製造品に對しては時々警察署に於て臨検又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟て之が取締の確立を期しつゝあり。

第四款 飲食用器具類

飲食用器具（金屬製品、陶磁品、漆器類）中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり。

之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付ては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、藥劑師の化學的關定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チブスを首位としデフテリア、バラチブス之れに亞ぎ、其の他赤痢、猩紅熱、流行性腦脊髓膜炎、痘瘡、發疹チブス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。左に最近六年間に於ける發生狀況を表示すべし。

區別	年次	
	昭和五年	昭和四年
傷チアス	293	333
チアス	97	50
アフリア	90	50
アフリテリ	14	26
アフリチア	15	26
アフリチアス	3	3
バチルス	7	3
猩紅熱	14	1
赤痢	1	1
痘瘡	1	1
流行性脳脊髄炎	1	1
計	396	400
死亡率	3.9%	4.0%

結核 結核患者は比年其の數を増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者及死亡左の如し。

年次	區別	患者		死亡		死亡率	一般患者總數	總死亡に對する結核死亡率
		患者	死亡	患者	死亡			
昭和元年	呼吸器結核	2,901	268	133	3	6.3%	3,277	13.0%
昭和二年	呼吸器結核	3,469	133	70	3	6.1%	4,033	18.0%
昭和三年	呼吸器結核	3,905	133	77	3	6.2%	4,638	14.7%
昭和四年	呼吸器結核	3,980	170	63	3	6.3%	4,638	14.9%
昭和五年	呼吸器結核	3,560	179	66	3	6.4%	4,096	14.0%

性病 性病患者は人口増加に伴ひ増加しつゝあり。最近五年間に於ける患者の數を示せば左の如し。

年次	區別	患者		死亡		死亡率	人口に對する罹病率
		患者	死亡	患者	死亡		
昭和元年	第一期	2,400	208	729	13,843	6.7%	
昭和二年	第二期	2,590	208	729	13,843	6.7%	
昭和三年	第三期	2,590	208	729	13,843	6.7%	
昭和四年	遺傳性	803	649	7,219	2,005	6.6%	
昭和五年	計	7,633	7,219	21,933	5,803	6.6%	
	軟性下疳	2,193	666	6,669	1,605	6.7%	
	淋毒症	5,440	653	15,264	4,198	6.7%	
	合計	16,033	13,843	41,202	10,003	6.7%	

昭和三年	二、六六〇	二、七〇三	一、三七三	八三三	七、五七七	二、二六一	六、九八〇	一六、八二八	六・九
昭和四年	二、七〇〇	二、七五〇	一、四〇三	八三八	七、六六〇	二、三三二	七、二一〇	一七、三三二	六・九
昭和五年	二、四七三	二、三九二	一、〇六一	八三〇	六、六四四	一、五三三	六、四一八	一四、五九五	五・三

癩病 癩病は少数にして、昭和三年度にては内地人五名、昭和四年度四名なり。

其の他 其の他の傳染性疾患者は昭和五年中麻疹二、三二七名、トラホーム九、一六〇名、流行性感胃四、七二七名となれり。

第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に就きては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡の各市街地に於ては町にて之を經營せるも泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

屎尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に瀦溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に就ては充分の研究を要す。

第十六章 法制

樺太は他の殖民地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し、内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなし。唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし、民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律が樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十年法律第二十五號參照)。而して勅令を以て法律を樺太に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設くることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。樺太には尙樺太に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律行はる。現在樺太に施行せらるゝ内地の法律は百六十件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの百四十八件、一部施行せらるゝもの十二件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然樺太に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には樺太に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し、之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治四十年法律第二十五號）
 法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令
 ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一、土人ニ關スルコト
- 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三、法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

○樺太ニ施行せらるゝ法律（全部又は一部）左の如し。

全部施行

- 一、郵便法
- 一、郵便爲替法
- 一、郵便貯金法
- 一、鐵道船舶郵便法
- 一、電信法
- 一、法例

一、裁判所構成法

一、裁判所構成法施行條例

一、執達吏規則

一、執達吏手數料規則

一、辯護法

一、民法

一、民法施行法

一、明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル件）

一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）

一、不動産登記法

一、利息制限法

一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）

一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）

一、供託法

一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）

一、商法

- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治二十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法
- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法
- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）

- 一、刑事訴訟法
- 一、違警罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例
- 一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）
- 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事勾引狀ヲ發シ勾引セシメタル被告人留置方）
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本等ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、新聞紙法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例

法制

- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法
- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法

- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂礦法
- 一、公證人法
- 一、古物商取稅法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費締法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、銀行法
- 一、通貨及證券模造取締法

法制

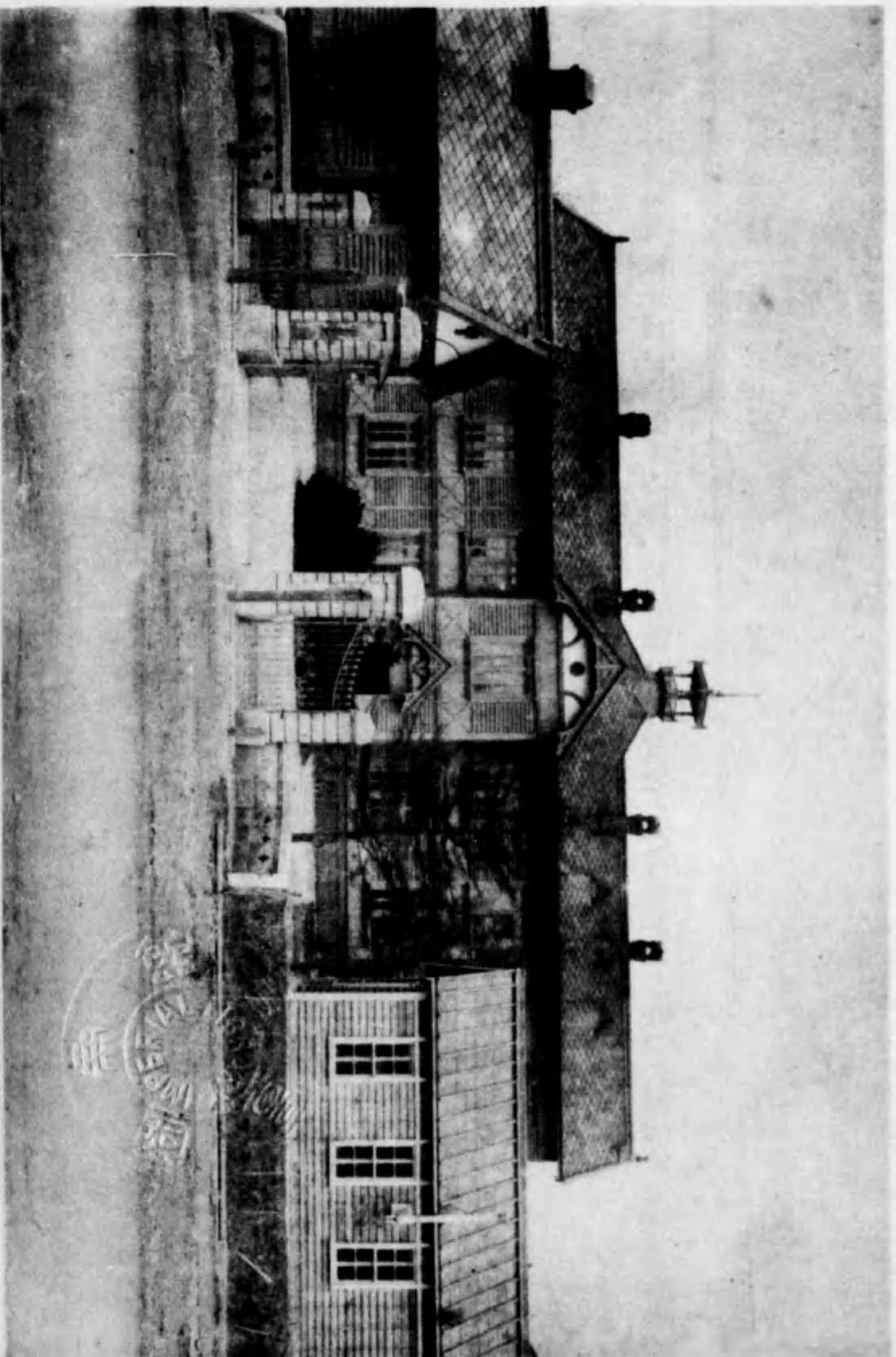
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）
- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニス關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法

- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事救護法
- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、軍需工業動員法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法
- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、國稅徵收法

- 一、種痘法
- 一、礦業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、商工會議所法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）

- 一、明治三十二年法律第九十四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件）
- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）
- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル件）
- 一、外國人土地法
- 一、著作權法
- 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件）
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調查法
- 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）
- 一、部施行

- 一、訴願法（第一條第一號乃至第六號ヲ除キ）
- 一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除キ）
- 一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、産業租合法（第九條第二項、第七十九條、第六百六條及第六百七條ノ規定竝産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、登録稅法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號、第二號ヲ除キ）
- 一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第二百二條）
- 一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）
- 一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規定ヲ除キ）
- 一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除キ）
- 一、米穀法（第二條）
- 一、無盡業法（第六條、第二十四條第二號及第二十九條ヲ除キ）



所 判 裁 方 地 太 樽

第十七章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判(軍事裁判所の權限に屬するものを除く)を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せるや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月より更に内地同様陪審法施行せられたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に樺太地方裁判所及區裁判

所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 留多加出張所 敷香出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 大正十一年十月十六日 昭和五年一月十五日	豊原郡豊原町 豊原郡豊原町 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 留多加郡留多加町 敷香郡敷香町
	眞岡區裁判所	泊居出張所 鶴城出張所 本斗出張所	明治四十年四月一日 大正八年七月一日 大正十一年十月十六日 昭和五年一月十五日	眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町 鶴城郡鶴城村 本斗郡本斗町

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少數なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人

事漸く繁く、事件は逐年増加すると共に其の内容亦複雑となる傾向あるも人事訴訟は極めて少數なり。
刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並召集、横領殺傷、森林法及賭博に關する犯罪之に次ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。
各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し。

新受理件數 (地方裁判所)

年次	民事				刑事				合計
	第一審	控訴	抗告	假處分	第一審	再審	抗告	私訴	
昭和元年	二八	二	三	六	五	一	六	二	二八
昭和二年	六三	三	三	三	四	一	三	五	二六
昭和三年	七九	二	二	四	四	一	一	七	二〇
昭和四年	二七	一	三	九	四	一	二	六	一〇
昭和五年	一四	四	一	七	五	一	七	三	一七
合計	一〇四	一三	一三	二七	二二	五	二二	一三	三六

備考 左側數字は故障事件

新受理件數（區裁判所）

區別	豊原區					岡區				
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
第一審	四七三	四七三	四七三	四七三	四七三	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
和解	三	二	二	二	一	四	一	一	一	一
禁治産										
禁治産失踪										
督促	四八六	六六三	六六八	六六八	三二四	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
破産	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和議										
公示假押處分執行	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
強制執行	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
競賣	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
非訟事件	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
其他事件	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三
計	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三	二、七三
第一審刑	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
略式	七〇五	六四六	六〇三	五九六	一九九	三三四	三〇〇	二八三	二七四	二七四
私訴	五	二	一	一	一	二	一	一	一	一
其他事件	七	六	五	六	二	二	一	一	一	一
計	八〇〇	七九九	七八二	七四七	八五一	四〇八	三七七	三四八	三四四	三四二

備考 左側數字は故障事件

犯罪檢舉件數（一）

罪名	件數				
	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
殺人	一四	四	三	一	二
強盜	二五	四	四	一	一
強姦	二二	一六	三	一	一
強迫	二七	四	三	一	一
傷害致死	二二	一五	一六	三	一
傷害	二四	二九	四〇	四〇	一八〇
放火	六	七	一六	二	一
失火	八三	八四	九三	九三	四〇八
詐欺	一三	一五	一八	一八	三三
賭博	一	一	一	一	一
計	一三三	一五三	一八三	一八〇	三三三
横領	二五	二	一	一	一
誘拐	二	七	三	三	三
濫職	一〇	六	七	七	一
森林法違反	七	七	七	七	一
漁業法違反	一	一	一	一	一
樺太漁業取締規則違反	三	三	三	三	三
陸海軍々人召集又は服役に關する規則違反	六	六	六	六	六
計	二、八三六	三、二六三	三、四三三	三、三三五	三、三三三

犯罪檢舉數（二）

局別	年次	人員				
		大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
樺太地方検事局	件數	二九	三〇六	一六	二八六	二八
	人員	一	一	一	一	一
	件數	一	一	一	一	一
	人員	一	一	一	一	一
	人員	一	一	一	一	一
		一五三	二六六	一五三	一五三	二五二

豊原區検事局	眞岡區検事局	計
一、八八八	一、二二七	三、〇一五
二、五四九	一、四六四	四、〇一三
二、〇四三	一、二〇四	三、二四七
二、六四九	一、五三三	四、一八二
二、四四〇	一、三〇一	三、七四一
三、一五三	一、七五六	四、九〇九
二、四一六	一、二四五	三、六七一
三、二〇五	一、六〇三	四、八〇八
二、五二三	一、三七九	三、九〇二
三、五九一	一、八五〇	五、四四一
二、三六六	一、四七九	三、八四五
三、二五〇	四、〇一八	七、二六八

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、眞岡兩區裁判所及豊原區裁判所大泊出張所なりし所國有土地拂下粒人口の増加取引關係の頻繁となるに従ひ、逐年著しく其の數を増しつゝあるを以て其の趨勢に應ずる爲泊居、元泊、鶴城、留多加、敷香、本斗の各町村の漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁判所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し。

登記事件表 (昭和五年分)

種別	豊原區		大泊出		留多加出		元泊出		敷香出		眞岡區		本斗出		泊居出		鶴城出		合計
	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	
不動產	二、六四七	二七、三〇六	二、〇三三	二二、三〇七	五八四	三、八九三	九三七	八、三一四	七二四	一、二五七	一、〇八八	七七三	五七五	一、三六四	一、八三〇	二、七三三	一、三五四	一、〇三〇	二二、三六六
動產	六、四六六	一、一八	四、九六九	〇、五	九三三	四、一	八、三一四	一、二四七	九、三三四	二、六五〇	一、五六四	一、一六七	五、五六六	二、〇八五	二、〇八五	一、〇九	二、〇八五	一、〇九	二、〇八五
其他	二、四七四	三、五	三、九〇九	〇、七〇	一、六四六	一、四五五	一、一八三	五、四八四	六、八一七	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六
合計	一一、五八七	三〇、七二九	九、〇〇一	二六、六一九	一、二一七	八、八三二	一、九三三	一、四〇五	一、六九九	三、〇六八	二、九三〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇

種別	豊原區		大泊出		留多加出		元泊出		敷香出		眞岡區		本斗出		泊居出		鶴城出		合計
	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	件數	登録稅	
不動產	二、六四七	二七、三〇六	二、〇三三	二二、三〇七	五八四	三、八九三	九三七	八、三一四	七二四	一、二五七	一、〇八八	七七三	五七五	一、三六四	一、八三〇	二、七三三	一、三五四	一、〇三〇	二二、三六六
動產	六、四六六	一、一八	四、九六九	〇、五	九三三	四、一	八、三一四	一、二四七	九、三三四	二、六五〇	一、五六四	一、一六七	五、五六六	二、〇八五	二、〇八五	一、〇九	二、〇八五	一、〇九	二、〇八五
其他	二、四七四	三、五	三、九〇九	〇、七〇	一、六四六	一、四五五	一、一八三	五、四八四	六、八一七	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六	五、九七四	二、二六六
合計	一一、五八七	三〇、七二九	九、〇〇一	二六、六一九	一、二一七	八、八三二	一、九三三	一、四〇五	一、六九九	三、〇六八	二、九三〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇

執達吏事務 從來事件少かりし爲め未だ執達吏を置くに至らず、區裁判所書記に於て其の事務を取扱ひ居れり。然れども近來著しく事件増加せるを以て近く執達吏を置かるゝに至るべし。

公證人事務 事件多からざる爲め未だ公證人を置くの時機至らずして、區裁判所判事に於て其の事務を取扱ひ居れり。

辨護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辨護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て、衆人の便宜を圖る爲め辨護士にあらざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來れり。是れ所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることとせり。而して昭和

五年一月末日に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は十名となれり。
 戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上及びほす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、大正十三年末に於て既に二、九二六戸一六、五六七人を算し、尙逐年増加の趨勢にありて本島開發上裨益する所大なるものあり。昭和五年末現在本籍を有するもの一三、九一〇戸七〇、七五〇人にして同年中に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し。

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	三、二六	七、七〇三	推定家督相續人の廢除	一	一
認縁	一六	一四三	家督相續人の指定	二	一
養子縁組	三〇	一八三	入籍離籍及復籍拒絕	七	三
養子縁	五八	二四	廢家及絶家	七	三
養子離縁	一、二〇六	八七三	分家及廢絶家再興	九七	四
婚姻			計	九七	八〇

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
離縁	一〇三	六	氏名族稱の變更及襲爵	一七	六
親權後見及保佐	三	七	就籍及轉籍	一七	二
隠居	四	三	追完訂正其他	六三	一
死亡及失踪	一、四九三	四、四八八	計	一〇、〇七九	一四、六六六
家督相續	二五七	一			二四、七四五

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり。

樺太供託局、同眞岡出張所の取扱ひたる件數、金額左の如し。

供託事件表

種別	昭和十一年		昭和十一年	
	前年ヨリ繰越	和受	前年ヨリ繰越	和受
樺太供託局	八三	一〇八	一五、七三〇・九四〇	一〇八
眞岡出張所	一六	五五	一九、八七五・〇〇〇	五三
同所出張所	二九	二四	八三、八四〇・〇〇〇	二〇
眞所出張所	一七	六	三、四四七・七〇〇	二〇
同所出張所	二九	六	一、七七〇・〇〇〇	六〇
眞所出張所	一七	五	九〇〇・〇〇〇	二二
同所出張所	四六	八二	一八、八九七・七〇〇	八三
計	一六六	二〇八	五八、九〇一・二五〇	二〇
計	一六六	二〇八	五八、九〇一・二五〇	二〇
計	一六六	二〇八	五八、九〇一・二五〇	二〇
計	一六六	二〇八	五八、九〇一・二五〇	二〇

種別	前年ヨリ繰越		昭和		和		四年		年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
同真岡出張所	現	計	二	二七、八〇〇〇	一	一、九四〇、〇〇〇	二	二、一四〇、〇〇〇	二	二〇、〇九八、四六〇
	有	計	二	二七、八〇〇〇	一	一、九四〇、〇〇〇	二	二、一四〇、〇〇〇	二	二〇、〇九八、四六〇
太樺供託局	現	計	三	五〇、四三三、六〇〇	一	五八、一〇五、四三〇	一	一、四〇六、三〇〇	一	六三、五五八、〇〇〇
	有	計	三	五〇、四三三、六〇〇	一	五八、一〇五、四三〇	一	一、四〇六、三〇〇	一	六三、五五八、〇〇〇
同出	現	計	三	一〇、二三三、四〇〇	八	三九、五七〇、八七〇	七	四〇、七八四、二五〇	七	四〇、七八四、二五〇
	有	計	三	一〇、二三三、四〇〇	八	三九、五七〇、八七〇	七	四〇、七八四、二五〇	七	四〇、七八四、二五〇
真張	現	計	二	六、七五〇、〇〇〇	一	二、一五〇、〇〇〇	一	八八六、五三〇	一	五、六四〇、〇〇〇
	有	計	二	六、七五〇、〇〇〇	一	二、一五〇、〇〇〇	一	八八六、五三〇	一	五、六四〇、〇〇〇
岡所	現	計	三	二六、九一八、四九〇	二	四三、五七三、四〇〇	一	一〇五、〇〇〇	一	四七、三〇七、〇〇〇
	有	計	三	二六、九一八、四九〇	二	四三、五七三、四〇〇	一	一〇五、〇〇〇	一	四七、三〇七、〇〇〇

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し、樺太守備隊憲兵隊長官管理の下に大泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に属する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果獨立して樺太刑務所設置せられたるが、大正十三年十二月札幌刑務所樺太支所となれり。最近に於ける收容人員左の如し。

種別	年次		昭和		和		四年		年	
	前年より越員	新入	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
受刑者	前年より越員	新入	二	一、九四〇、〇〇〇	二	二、一四〇、〇〇〇	二	二〇、〇九八、四六〇	二	二〇、〇九八、四六〇
	前年より越員	新入	二	一、九四〇、〇〇〇	二	二、一四〇、〇〇〇	二	二〇、〇九八、四六〇	二	二〇、〇九八、四六〇
刑出	前年より越員	新入	三	五〇、四三三、六〇〇	一	五八、一〇五、四三〇	一	一、四〇六、三〇〇	一	六三、五五八、〇〇〇
	前年より越員	新入	三	五〇、四三三、六〇〇	一	五八、一〇五、四三〇	一	一、四〇六、三〇〇	一	六三、五五八、〇〇〇
刑未	前年より越員	新入	二	六、七五〇、〇〇〇	一	二、一五〇、〇〇〇	一	八八六、五三〇	一	五、六四〇、〇〇〇
	前年より越員	新入	二	六、七五〇、〇〇〇	一	二、一五〇、〇〇〇	一	八八六、五三〇	一	五、六四〇、〇〇〇
刑未	前年より越員	新入	三	二六、九一八、四九〇	二	四三、五七三、四〇〇	一	一〇五、〇〇〇	一	四七、三〇七、〇〇〇
	前年より越員	新入	三	二六、九一八、四九〇	二	四三、五七三、四〇〇	一	一〇五、〇〇〇	一	四七、三〇七、〇〇〇

第十八章 公共施設

第一節 水道

上水道

上水道に就ては衛生及火防上之が施設の必要を認め、樺太廳に於て之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋木管式の簡易水道を敷設した。然るに大正十一年町村制施行せられた結果水道は町村の事業となれるを以て従来の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は新規計畫を爲すもの或は又既に完成せるもの又は擴張せるもの等あり。左に其の概況を述べし。

豊原町水道 將來の發展を豫想して永久的設計を爲し、工費六拾五萬圓（内參拾萬圓は樺太廳補助）を投じて大正十二年七月起工、翌十三年十月竣功せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水本管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は樺太神社山北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

配水管は内徑三吋乃至十六吋、鐵管一萬八千二百六十四間を網狀形に敷設し、制水辨大小七十九個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓百個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百三十一個を配置せり。

其後人口の増加に伴ひ街區膨脹したる爲、配水管の擴張に迫られ、延長三千六百九十六間、制水辨六個、地上式消火栓二十七個、其の工費十萬圓（内二萬五千圓は樺太廳補助）を投じて昭和四年十月起工、翌五年三月竣功せり。

次で同年七月工費十五萬餘圓（内五萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、防寒工事に着手し配水管埋設深度を二米以上とせり。他方給水量の増加の爲工費四萬八千餘圓（内一萬五千圓は樺太廳補助）を投じ同七月着工して現取入口より下流約二百間の地に豫備取入口を設け、それより十五馬力唧筒にて濾過地に送水し街區の膨脹せる地に配水管を敷設せんとす。其の延長三百九十一間六分、地上式消火栓三個、阻水辨四個とす。

大泊町水道 大正十四年工費百六十二萬千餘圓（内六十一萬圓は樺太廳補助）を以て上水道敷設工事を計

畫し、昭和二年六月着手昭和四年十二月通水す。導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池其の他の設置は三萬三千人に對するものと將來必要に應じ擴張することとせり。水源地は大泊町字古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點約五百間の地點にして長さ八十間二五、最高五十二尺五寸の土堰堤を以て水流を締切り有効水量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長三千六百五十間の鐵管を大泊川に沿ひて布設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。

淨水池には長さ百四尺五寸、巾六十二尺七寸、深さ十尺の濾過池三箇を設置し、濾過したる後馬力八十八「セ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔二百三十尺なる方六十尺深さ十五尺の大さを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を布設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派して全町に配水す。

現在専用栓五百二十二、共用栓七十、地上式消火栓百八十を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工、大正十三年八月竣功せり。水源地は泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り、鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。其の後水量不足及街區の膨脹等の爲、工費九萬千餘圓（内參萬五千圓は樺太廳補助）を投じ、丸山澤に貯水池を設置して給水量の増加を計り、又配水管は約千三十間

を敷設せんとし、昭和四年九月着工、昭和五年十一月竣功せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費貳萬參千九百貳圓（内六千圓は樺太廳補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを以て工費壹萬參千餘圓（内五千圓は樺太廳補助）を投じ、水源地の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設、共用給水栓の新設等を爲し、昭和三年七月竣功せり。

名好村水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數激増したるに伴ひ、工費六萬餘圓（内二萬五千圓は樺太廳補助）を投じ昭和四年七月起工、同十一月竣功せり。

水源地は名好村の南方約五百間の溪流を堰止め函樋を以て「コンクリート」丸形水槽より更に鐵管を以て貯水池に引水す。

導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。現在共用栓は十九、消火栓は十三を算す。

其他 眞岡町は四拾貳萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下水道

大泊町下水道 一時的木造下水渠の築造せる個所ありしも、下水道完全ならざる爲、雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通保健衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓（内八萬圓は樺太廳補助）を以て、本町

年來の懸案たる下水道築造工事を（道路改修工事に共に）計畫し、昭和三年十二月着工せり。工事竣工の暁は舊態一新本町の經濟文化に資する所大なるべし。
本工事は延長三千五百十七間、人孔二十個所とす。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地に大バルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域として開業せるもの全島四十町村中三十町村に及び最近は逐次事業の整理合同せられむとする傾向あり。其の概況左の如し。

電氣事業一覽（昭和四年度末現在）

種別	事業業者数		供給事業	自家用	計	前年度比較増減 （△印減）
	開業	未開業				
電氣設備固定資本金	5,000,000	500,000	キロワット	同上	14,136,084	4,359,624
發電力	3,375	2,000	同上	同上	43,679	1,570
電燈需戸数	27,598	2,000	同上	同上	3,875	5,950
電燈實戸数	28,805	2,000	同上	同上	27,598	3,168
電燈需戸数	29,921	2,000	同上	同上	146,400	4,433
電燈實戸数	245	2,000	同上	同上	34,077	7,140
電力需戸数	278	2,000	同上	同上	1,566	77
電力需戸数	278	2,000	同上	同上	43,152	576
電力需戸数	678	2,000	同上	同上	626	77
電力需戸数	535	2,000	同上	同上	2,433	77
電力需戸数	1,755	2,000	同上	同上	1,133	1,323
電力需戸数	9,507	2,000	同上	同上	1,226	1,323
電力需戸数	296	2,000	同上	同上	510	806

主要市街地需要狀況

市街種別	事業者	需要戸数	配電區域内人口概數	十燭光換算電燈數	均一戸當平燭光數	均一人當平燭光數	電燈料金（十燭光）
豊原	樺太電氣株式會社 豐原營業所	4,684	25,977	37,408	79.9	144	105

事業者	種別	事業開始年月	目的	供給区域	原動力及電力	電燈装置	電力装置	電線互長	電線延長	資本金
榊太電気株式会社	豊原営業所	明三、二	燈、力	豊原北村	受一、〇〇〇	四六六	一六〇	八六	二四七	三、七〇〇,〇〇〇
同	大泊営業所	大三、〇	同	大泊三村	同九〇〇	七〇〇	一三八	九三	三〇〇	同
同	真岡営業所	大三、〇	同	真岡三村	同四〇〇	三三三	三八	七〇	三三三	同
同	本斗営業所	大九、〇	燈	内斗村	瓦二九〇	一〇四	一	四〇	一〇四	同
同	留多加営業所	大九、〇	同	留多加三郷村	受七〇	六八	一	四六	一六七	同
同	富内出張所	昭三、二	同	富内村	吸瓦三〇	一八	一	三	一四	同
榊太工業株式会社	泊居工場	大五、四	燈、力	泊居町	受一五〇	一六五	八〇	三〇	一五三	二六七,〇〇〇
同	惠須取工場	大四、九	同	惠須取町	同一七〇	一四〇	一八五	三三	九三	同
同	落合電燈株式会社	大九、三	燈	落合町	同二〇〇	一四五	一	一三	一六	六六,〇〇〇
野田町	同	大二、二	燈、力	野田町	同五〇	五八	四八	一三	三三	五〇,〇〇〇
合資会社 久春内製材所	同	大三、二	燈	久春内村	吸瓦三〇	一五	一	一三	二四	三五,〇〇〇

三一五

經營者別事業概況 (供給事業)

備考 電燈数には屋外燈を含む。電燈料金は昭和四年度末現在のものなり。

事業者	種別	電燈数	電燈料
大泊	大泊営業所	五、五九八	二九、九六八
真岡	真岡営業所	二、六二六	一四、五三一
留多加	留多加営業所	九二九	一〇、五四六
本斗	本斗営業所	一、一三九	九、〇九五
落合	落合電燈株式会社	一、七〇〇	一三、二七〇
泊居	榊太工業株式会社	一、〇一一	九、〇五七
惠須取	同	一、三九二	一二、五五五
野田	野田郡野田町 (町管)	八二五	五、九二五
知取	富士製紙株式会社	一、八六六	一六、四二六

三一四

公共施設

施設者	種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力	電燈裝置	電力裝置	電線長	電線延長	電氣設備
榮濱細入電燈所	大	昭三、二	同	榮濱村	受	一五	一	一四	四五	110,000
桧保細入電燈所	昭	三、九	同	桧保村	汽	六〇	一	一〇	三五	九〇,000
三井鑛山株式會社 川上鑛業所	大	三、七	同	川上村	受	一五	一	三	七	九〇,000
敷香電氣株式會社	大	三、〇	同	敷香町	汽	六〇	一	八	三三	八四,000
富士製紙株式會社 知取工場	大	四、七	燈、力	知取町	受	四〇	一	一八	八三	三三、〇〇〇
元泊電燈株式會社	大	四、七	同	元泊村	受	七〇	一	二	四三	二八、〇〇〇
内路電氣株式會社	昭	三、三	同	内路村	汽	四〇	一	四	一七	一四、〇〇〇
樺太中央電氣株式會社	昭	三、一	同	清水村	吸瓦	三〇	一	三〇	六五	五、〇〇〇
樺太木材株式會社	昭	三、六	同	泊岸村	瓦	四〇	一	一九	六一	六〇,〇〇〇
珍内電燈株式會社	昭	三、〇	同	三濱村	吸瓦	三〇	一	四	一〇	四五、〇〇〇
東白浦電氣株式會社	昭	三、二	同	白縫村	汽	二五	一	五	一六	六四、〇〇〇

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、吸瓦は吸入瓦斯力なり。

自家用電氣工作物概況 (昭和四年度末)

施設者	種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力	電燈裝置	電力裝置	電線長	電線延長	電氣設備
王子製紙株式會社 大泊工場	大	三、〇	製紙用	内	汽	七	九四	六	三五	一、四五三、〇〇〇
同	大	四、二	原木捲上用	同	受	一	七	二	五	六五、〇〇〇
同	大	六、一	同	同	汽	四	二、四九	九	四三	一、九五、〇〇〇
同	大	一〇、二	同	同	同	六五	一、〇九八	四	二七	七〇、〇〇〇
同	大	四、二	同	同	同	二八	二、五九七	七	三六	六八、〇〇〇
同	大	八、三	同	同	同	一三	四、三〇	八	二八	六四、〇〇〇
同	大	三、二	同	同	同	二四	一、七〇〇	九	六九	二、七三、〇〇〇
同	大	三、一	同	同	同	二〇	七、五五	一五	二七	一、五七五、〇〇〇
同	大	三、〇	同	同	同	二六	一、七五三	九	四一	三、七三、〇〇〇
同	大	八、九	同	同	同	四九	三、四六	七	二七	七四、〇〇〇

公共施設

馴鹿群棲



土人 (キリー族)

公共施設

登帆炭坑株式会社 知取坑	昭三	同	同	受	四〇〇	四	三八	四	一七	一五〇,〇〇〇
樺太寒天合資会社	大二三	寒天工場用	工場構内	汽	五	三	二			
羽母舞殖産株式会社	大二三	製材用	同	同	一	一				
樺太勸業株式会社	大二五		同	水	一	一				
日本石油株式会社 樺太試験鑛場	昭四	鑛場用	鑛場内	瓦	二	二				
東間串西野漁場	昭四	漁場用	漁場内	汽	三	三				

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、水は水力、受は受電、瓦は瓦斯力

第十九章 土 人

第一節 總 覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクブン(ギリヤーク)、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクートの六種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして文化極めて低く、到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活恩想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に互り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正十年より同十二年に至る三箇年間に於て

東海岸は富内、白濱、樫保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鶴城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり。其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變、移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるものゝ如く此等弊害の除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を食ふことなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海貂を捕へ、五月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智朦昧且つ怠惰にして三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーリン族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに二十四人に過ぎず。其の本島に渡來したるは他民族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性状亦アイヌ族、ニクブン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人(又は山韃人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤクート族 純土古耳族にしてヤクーツク方面より移住し來る民族なりと云ふ。我が樺太には既に跡を絶てるものと一般に思はれたるに近時國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

今各種族の戸數人口を示せば左の如し。(昭和五年十月現在)

種 別	ア		イ		ヌ		ニクブン		オロツコ		キーリン		サンダー		ヤクート		計				
	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計	戸數	人口	男	女	計	
豊原	九二	一六二			三九													九二	一六二	一六八	三九
大泊	三五	一〇二			一七													三五	一〇二	一〇六	一七
																					三九

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鯀及鱒なり。何れも收穫期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して隨時使用するものなり。その他アメマス、鰈、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地は避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狹の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤蔓等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窗を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を

以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つの美風今尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る(一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、

二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる掟なしと)。結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の各意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合に幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものもあるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壞ち、疫病に死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク族は敷香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマヌイ山道を経て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、獺、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峽を渡りて刀、罎、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨時、鱒時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戯等あり。聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌

ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔嘶）、トイタ（伽嘶）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリーと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戯には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導

誘掖に努めつゝあり。
 教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り教科目も小學校と同一にして、現在々學兒童二百三十餘名、公立小學校に委託教授中のもの四箇所、四十餘名にして、年々十數名乃至三十名の卒業者を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在の教育所を擧ぐれば左の如し。

(昭和五年七月末調)

教育所	學級數	教員配置數	兒童數	所在地
白濱教育所	二	二	六三	榮濱郡榮濱村大字相濱
落帆教育所	一	一	一九	富内郡富内村大字落帆
多蘭泊教育所	二	二	八四	眞岡郡廣地村大字大穂泊
智來教育所	一	一	二六	泊居郡名寄村大字智來
新問教育所	一	一	一七	敷香郡泊岸村大字新問
敷香教育所	一	一	二三	同郡敷香町大字敷香

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め而して病苦少しく減ずるか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染病性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を

授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如きも計數の觀念乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾を憐み、鰥寡孤獨をしひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものに醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容治療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺 太 要 覽 終

昭和六年六月廿七日印刷
昭和六年七月一日發行

樺 太 廳

樺太廳原町大通南一丁目一番地
印刷人 岩 船 ナ ミ
樺太廳原町大通南一丁目一番地
印刷所 澤木商會印刷部